

第五十五回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第十九号

昭和四十二年六月二日(金曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 龜山 孝二君

理事 大石 八治君

理事 奥野 誠亮君

理事 和爾俊二郎君

理事 山口 鶴男君

理事 大村 襄治君

理事 木野 晴夫君

理事 佐々木秀世君

理事 中馬 辰猪君

理事 渡海元三郎君

理事 永山 忠則君

理事 山田 久就君

理事 太田 一夫君

理事 島上善五郎君

理事 安井 吉典君

理事 折小野良一君

理事 小濱 新次君

出席國務大臣

大藏大臣 水田三喜男君

自治大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員

大藏省主計局次長 相沢 英之君

厚生省環境衛生局長 館林 宜夫君

運輸省鉄道監督局長 増川 遼三君

自治省行政局長 長野 士郎君

自治省財政局長 細郷 道一君

自治省税務局長 松島 五郎君

委員外の出席者

警察庁交通局長 岡 忠雄君

第一類第二号

地方行政委員会議録第十九号

昭和四十二年六月二日

大藏省主計局主計官 秋吉 良雄君

運輸省鉄道監督局長 山口 真弘君

建設省道路局長 川田 陽吉君

自治大臣官房参事官 鎌田 要人君

専門員 越村安太郎君

六月二日

委員佐々木秀世君、山田久就君及び華山親義君
辭任につき、その補欠として大村襄治君、加藤
六月君及び安井吉典君が議長の指名で委員に選
任された。

同日
委員大村襄治君、加藤六月君及び安井吉典君辭
任につき、その補欠として佐々木秀世君、山田
久就君及び華山親義君が議長の指名で委員に選
任された。

本日の會議に付した案件
地方公務員災害補償法案(内閣提出第一二二号)
(參議院送付)
地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提
出第七〇号)

昭和四十二年度における地方財政の特別措置に
関する法律案(内閣提出第七八号)

○龜山委員長 これより會議を開きます。
内閣提出にかかる地方公務員災害補償法案を議
題とし、政府から提案理由の説明を聴取いたしま
す。藤枝自治大臣。

地方公務員災害補償法案
地方公務員災害補償法

目次

第一章 總則(第一条・第二条)

第二章 基金(第三条―第二十三条)

第三章 補償及び福祉施設(第二十四条―第四
十八条)

第四章 費用の負担(第四十九条・第五十条)

第五章 不服申立て及び訴訟(第五十一条―第
五十六条)

第六章 雜則(第五十七条―第六十八条)

第七章 非常勤の地方公務員(第六十九条―第
七十一条)

第八章 罰則(第七十二条―第七十四条)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方公務員の公務上の災害
(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同
じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の迅
速かつ公正な実施を確保するため、地方公共団
体に代わつて補償を行なう基金の制度を設け、
その行なう事業に關して必要な事項を定めると
ともに、その他地方公務員の補償に關して必要
な事項を定め、もつて地方公務員及びその遺族
の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目
的とする。

(定義)

第二条 この法律で「職員」とは、常時勤務に服
することを要する地方公務員(常時勤務に服す
ることを要しない地方公務員のうちその勤務形
態が常時勤務に服することを要する地方公務員
に準ずる者で政令で定めるものを含む。)をいう。
2 この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは
死亡の原因である事故の発生日又は診断に

よつて疾病の発生が確定した日の属する月の前
月の末日から起算して過去三月間(その期間内
に職員となつた者については、その職員となつ
た日までの間)にその職員に対して支払われた
給与の總額を、その期間の總日数で除して得た
金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の
一によつて計算した額を下らないものとする。
一 給与の全部が、勤務した日若しくは時間によつて定
められた場合には、その期間中に支払われた
給与の總額をその勤務した日数で除して得た
金額の百分の六十
二 給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて定
められた場合には、又は出来高払制によつて定
められた場合には、その部分の給与の總額に
ついて前号の方法により計算した金額と、そ
の他の部分の給与の總額をその期間の總日数
で除して得た金額との合算額
三 前項の給与は、給料、管理職手当、初任給調
整手当、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、
隔遠地手当、へき地手当、農林漁業改良普及手
当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務
手当、宿日直手当、定時制通信教育手当、産業
教育手当及び自治省令で定める手当(第一項の
政令で定める者にあつては、これらの給与に相
当する給与)とする。

4 第二項に規定する期間中に、次の各号の一に
該当する日がある場合には、その日数及びその
間の給与は、同項の期間及び給与の總額から控
除して計算する。ただし、控除しないで計算し
た平均給与額が控除して計算した平均給与額よ
り多い場合は、この限りでない。
一 公務上負傷し、又は疾病にかかり療養のた
めに勤務することができなかつた日
二 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間

前から出産後六週間以内において勤務しなかつた日

三 地方公共団体の責めに帰すべき事由によつて勤務することができなかつた日

四 職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日

五 前三項の規定により平均給与額を計算することができない場合及び前三項の規定によつて計算した平均給与額が著しく公正を欠く場合における平均給与額の計算については、自治省令で定める。

六 前四項の規定によつて計算した平均給与額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額を平均給与額とする。

第二章 基金

(設置)

第三条 職員についてこの法律(第七章を除く。)に定める補償を実施し、及び公務上の災害を受けた職員の福祉に必要な施設をするため、地方公務員災害補償基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金は、法人とする。

(事務所)

第四条 基金は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所を都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市ごとに置く。

(定款)

第五条 基金は、定款をもつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資産に関する事項
- 五 運営審議会に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 負担金に関する事項
- 九 会計に関する事項

十 公告の方法

2 定款の変更(政令で定める事項に係るものを除く。)は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第六条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

(役員)

第八条 基金に、役員として理事長、理事若干人及び監事一人を置く。

(役員職務及び権限)

第九条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は自治大臣に意見を提出することができる。

(役員任期及び任期)

第十条 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。

2 理事は、理事長が自治大臣の認可を受けて任命する。

3 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(運営審議会)

第十一条 基金に運営審議会を置く。

2 運営審議会は、委員十二人以内で組織する。

3 委員は、都道府県知事を代表する者、市長を代表する者、町村長を代表する者、都道府県教育委員会を代表する者、都道府県公安委員会を代表する者、地方公営企業の管理者を代表する者及び学識経験を有する者について、自治大臣が任命する。

4 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務規程の作成及び変更
- 三 毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算
- 四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

5 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて基金の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。

(業務規程)

第十二条 基金は、その業務を執行するために必要な事項で自治省令で定めるものについて、業務規程を定めるものとする。

2 基金は、業務規程を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを自治大臣に報告しなければならない。

(地方公共団体の便宜の供与)

第十三条 地方公共団体の機関は、基金の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他地方公共団体に使用される者をして基金の業務に従事させることができる。

2 地方公共団体の機関は、基金の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で基金の利用に供することができる。

(国の配慮)

第十四条 国は、基金の健全な運営が図られるよう、適切と認める技術的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。

(基金の役員及び事務職員の公務員たる性質)

第十五条 基金の役員及び基金に使用される、その事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事業年度)

第十六条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(事業計画及び予算)

第十七条 基金は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成して、自治大臣に提出し、その承認を受けなければならない。事業計画及び予算に自治省令で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第十八条 基金は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、監事の意見をつけて自治大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 基金は、前項の承認を受けたときは、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

(借入金の制限)

第十九条 基金は、借入金をしてはならない。ただし、基金の目的を達成するため必要な場合において、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(自治大臣の権限)

第二十条 自治大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、基金に対して、業務若しくは財産の状況に關して報告をさせ、又はその所属職員をして業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、同項の規定により検査を行なう場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二十一条 自治大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、定款の

変更その他監督上必要な命令をすることができ
る。

第二十二条 自治大臣は、基金の役員が法令若し
くは定款又は前条の規定による命令に違反した
ときは、これを解任することができ、

(自治省令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、基金の
会計及び資産の運用その他財務に關し必要な事
項は、自治省令で定める。

第三章 補償及び福祉施設

(補償の実施)

第二十四条 基金は、この章に規定する補償の事
由が生じた場合に、補償を受けるべき職員若し
くは遺族又は葬祭を行なう者に対し、その請求
に基づいて補償を行なう。

2 基金は、定款の定めるところにより、従た
る事務所の長に補償を行なわせることができ
る。

(補償の種類)

第二十五条 基金の行なう補償の種類は、次に掲
げるものとする。

一 療養補償

二 休業補償

三 障害補償

四 遺族補償

五 葬祭補償

(療養補償)

第二十六条 職員が公務上負傷し、又は疾病にか
かつた場合においては、療養補償として、必要
な療養を行ない、又は必要な療養の費用を支給
する。

第二十七条 前条の規定による療養の範囲は、次
に掲げるものであつて、療養上相当と認められ
るものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給
三 処置、手術その他の治療
四 病院又は診療所への収容
五 看護
六 移送

(休業補償)

第二十八条 職員が公務上負傷し、又は疾病にか
かり、療養のため勤務することができない場合
において、給与を受けないときは、休業補償と
して、その勤務することができない期間につ
き、平均給与額の百分の六十に相当する金額を
支給する。

(障害補償)

第二十九条 職員が公務上負傷し、又は疾病にか
かり、なおつたとき別表に定める程度の身体障
害が存する場合においては、同表に定める第一
級から第七級までの等級に該当する身体障害が
ある場合には、障害補償年金として、当該障害
が存する期間、同表に定める障害の等級に応
じ、一年につき平均給与額に同表に定める日数
を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める
第八級から第十四級までの等級に該当する身体障
害がある場合には、障害補償一時金として、同
表に定める障害の等級に応じ、平均給与額に同
表に定める日数を乗じて得た金額を支給する。

3 別表に定める程度の身体障害が二以上ある場
合の身体障害の等級は、重い身体障害に応ずる
等級による。

2 次に掲げる場合の身体障害の等級は、次の各
号のうち職員に最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上
ある場合には、前項の規定による等級の二級上
位の等級

二 第八級以上に該当する身体障害が二以上あ
る場合には、前項の規定による等級の二級上
位の等級

三 第五級以上に該当する身体障害が二以上あ
る場合には、前項の規定による等級の三級上
位の等級

4 前項第一号の規定による等級による障害補償
の金額は、それぞれの身体障害に応ずる等級に
よる障害補償の金額を合算した金額をこえない
ものとする。ただし、同号の規定による等級が
第七級以上になる場合は、この限りでない。

5 身体障害のある者が、公務上の負傷又は疾病
によつて同一部位について障害の程度を加重し
た場合には、自治省令で定めるところにより、
その障害補償の金額から、従前の障害に
障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を
行なう。

6 障害補償年金を受ける者の当該身体障害の程
度に変更があつたため、新たに別表中の他の等
級に該当するに至つた場合には、新たに該当す
るに至つた等級に該当する障害補償を行なうもの
とし、その後は、従前の障害補償は、行なわな
い。

(休業補償及び障害補償の制限)

第三十条 職員が故意の犯罪行為若しくは重大な
過失により、又は正当な理由がなく療養に關
する指示に従わないことにより、公務上の負
傷、疾病若しくはこれらの原因となつた事故を
生じさせ、又は公務上の負傷、疾病若しくは身
体障害の程度を増進させ、若しくはその回復を
妨げたときは、その者に係る休業補償又は障害
補償は、自治省令で定めるところにより、その
全部又は一部を行なわなうことができる。

(遺族補償)

第三十一条 職員が公務上死亡した場合において
は、遺族補償として、職員の遺族に対して、遺
族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

(遺族補償年金)

第三十二条 遺族補償年金を受けることができる
遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていな
い)、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様
の事情にあつた者を含む。以下同じ。子、父
母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の
死亡の当時その収入によつて生計を維持してい
たものとする。ただし、妻(婚姻の届出をして

いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつ
た者を含む。)以外の者にあつては、職員の死亡
の當時次の各号に掲げる要件に該当した場合に
限るものとする。

一 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚
姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下
同じ。)、父母又は祖父母については、五十五
歳以上であること。

二 子又は孫については、十八歳未満であるこ
と。

三 兄弟姉妹については、十八歳未満又は五十
五歳以上であること。

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、
孫、祖父母又は兄弟姉妹については、自治省
令で定める廃疾の状態にあること。

2 職員の死亡の当時胎児であつた子が出生した
ときは、前項の規定の適用については、将来に
向かつて、その子は、職員の死亡の當時その収
入によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配
偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順
序とし、父母については、養父母を先にし、実
父母を後にする。

第三十三条 遺族補償年金の額、一年につき、次
に掲げる額の合計額とする。

一 平均給与額に三百六十五を乗じて得た額
(次号において「平均給与額の年額」という。)

の百分の二十五に相当する額

二 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及
びその者と生計を同じくしている遺族補償年
金を受けることができる遺族一人につき平均
給与額の百分の五に相当する額。ただし、
その額が平均給与額の年額の百分の二十
五に相当する額をこえるときは、平均給与額
の年額の百分の二十五に相当する額

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人
以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の
規定にかかわらず、同項に規定する額をその人
数で除して得た額とする。

3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の數に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

第三十四条 遺族補償年金を受ける権利は、その權利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

一 死亡したとき。

二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達したとき（職員の死亡の時から引き続き第三十二条第一項第四号の自治省令で定める廃疾の状態にあるときを除く。）。

六 第三十二条第一項第四号の自治省令で定める廃疾の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については職員の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については十八歳未満であるとき、兄弟姉妹については十八歳未満であるか又は職員の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。）。

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

第三十五条 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とす

る。前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

第三十三条第三項の規定は、第一項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第三項中「その増減を生じた月」とあるのは、「その支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替へるものとする。

（遺族補償一時金）
第三十六条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。

一 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の權利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に關し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

第三十七条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

一 配偶者

二 職員の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 前二号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によつて生計を維持していた者

四 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 職員が遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者がある場合には、その者に、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を支給する。

第三十八条 遺族補償一時金の額は、業務上の死亡に係る他の法令による給付との均衡を考慮して政令で定める額（第三十六条第二号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

2 第三十三条第二項の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。

（遺族からの排除）

第三十九条 職員が故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。

2 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。

3 職員の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利の消滅前に、当該職員の死亡又は当該権利の消滅によつて遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。

4 遺族補償年金を受けることができる遺族が故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。職員の死亡前に当該職員の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

5 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であると

きは、その権利は、消滅する。
6 第三十四条第一項後段の規定は、前項後段の場合に準用する。

（年金たる補償の支給期間等）
第四十条 障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金たる補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 年金たる補償は、毎年三月、六月、九月及び十二月の四期に、それぞれその前月分までを支払ふ。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる補償は、支払期月でない月であつても、支払ふものとする。

（年金たる補償の支払の調整）
第四十一条 年金たる補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる補償が支払われたときは、その支払われた年金たる補償は、その後に支払ふべき年金たる補償の内払とみなすことができる。年金たる補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる補償が支払われた場合における当該年金たる補償の当該減額すべきであつた部分については、同様とする。

（葬祭補償）
第四十二条 職員が公務上死亡した場合においては、葬祭を行なう者に対して、葬祭補償として、平均給与額の六十日分に相当する金額を支給する。

（死亡の推定）
第四十三条 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた職員若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた職員の生死が三箇

月間わからぬ場合又はこれらの職員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又は職員が行方不明となつた日に、当該職員は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた職員若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた職員の生死が三箇月間わからぬ場合又はこれらの職員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

(未支給の補償)

第四十四条 この章の規定による補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償がまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしてゐたもの（遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族）に、これを支給する。

2 前項の規定による補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序（遺族補償年金については、第三十二条第三項に規定する順序）とする。

3 第一項の規定による補償を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(補償の手続)

第四十五条 基金は、この章の規定による補償を受けようとする者から補償の請求を受けたときは、その補償の請求の原因である災害が公務により生じたものであるかどうかをすみやかに認定し、その結果を当該請求をした者及び当該災害を受けた職員の任命権者に通知しなければならぬ。

らない。

2 基金は、前項の規定による認定をするに当たつては、災害を受けた職員の任命権者の意見をきかなければならない。

(船員である職員の特例)

第四十六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である職員又は公務で外国旅行中の職員に係る補償につき特例を設ける必要がある場合においては、政令で特例を定めることができる。ただし、その特例は、この法律の規定の趣旨に適合するものでなければならぬ。

(福祉施設)

第四十七条 基金は、公務上の災害を受けた職員の福祉に關して必要な次の施設をするよう努めなければならない。

一 外科後処置に關する施設

二 休養又は療養に關する施設

三 リハビリテーションに關する施設

四 義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給に關する施設

五 その他必要と認める施設

(自治省令への委任)

第四十八条 この章に定めるもののほか、基金の行なう補償及び前条の施設に關し必要な事項は、自治省令で定める。

第四章 費用の負担

(費用の負担)

第四十九条 基金の業務に要する費用は、地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者については、都道府県。以下同じ。）の負担金をもつて充てらる。

2 前項の負担金の額は、政令で定める職務の種類による職員の区分に応じ、当該職務の種類ごとの職員に係る給与の総額に、補償に要する費用及び基金の事務に要する費用その他の事情を考慮して政令で定める割合を、それぞれ乗じて

得た額の合計額とする。

3 前項の給与の総額とは、給料、報酬、賃金、手当その他名称のいかんを問はず、地方公共団体により支払われる給与（退職手当を除く。）の総額をいうものとする。

第五十条 地方公共団体は、前条の規定により負担すべき金額を、自治省令で定めるところにより、基金に払い込まなければならない。

第五章 不服申立て及び訴訟

(審査請求等)

第五十一条 基金が行なう補償に關する法定（次項の決定を除く。）に不服がある者は、地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」という。）に對して審査請求をすることが出来る。

2 基金の従たる事務所の長が行なう補償に關する決定に不服がある者は、地方公務員災害補償基金審査会（以下「支部審査会」という。）に對して審査請求をし、その決定に不服がある者は、さらに審査会に對して再審査請求をすることが出来る。

3 前二項の審査請求又は再審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

4 第一項及び第二項の審査請求又は再審査請求については、行政不服審査法（昭和二十七年法律第百六十号）が適用されるものとする。

(審査会等)

第五十二条 基金の主たる事務所に審査会を、従たる事務所に支部審査会を置く。

第五十三条 審査会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから基金の理事長が委嘱する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることが出来る。

5 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、会長のあらから

じめ指定する委員がその職務を行なう。

第五十四条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することが出来ない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第五十五条 支部審査会は、委員三人をもつて組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから従たる事務所の長が委嘱する。

3 第五十三条第三項から第六項まで及び前条の規定は、支部審査会の組織及び運営について準用する。

(不服申立ての前置)

第五十六条 第五十一条第一項又は第二項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は再審査請求に対する審査会の裁決を経た後でなければ、提起することが出来ない。

第六章 雑則

(年金たる補償の額の改定)

第五十七条 基金の行なう年金たる補償の額については、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

(損害賠償の免責)

第五十八条 地方公共団体は、基金がこの法律による補償を行なつた場合には、同一の事由については、その補償の限度において国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）又は民法による損害賠償の責めを免れる。

(第三者に対する損害賠償の請求)

第五十九条 基金は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行なつたときは、その補償の限度において、補償を受けた者が第三者に對して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、基金は、その価格の限度において補償の義務を免れる。

(報告、出頭等)

第六十条 基金又は審査会若しくは支部審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、基金から補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、自治省令で定めるところにより、旅費を受けることができる。

(一時差止め)

第六十一条 基金から補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなく、前条第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、基金は、補償の支払を一時差し止めることができる。

(補償を受ける権利)

第六十二条 職員が離職した場合においても、補償を受ける権利は、影響を受けない。

2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。

(時効)

第六十三条 補償を受ける権利は、二年間(障害補償及び遺族補償については、五年間)行なわないときは、時効によつて消滅する。

(期間の計算)

第六十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(非課税等)

第六十五条 この法律又はこの法律に基づく条例により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

(無料証明)

第六十六条 基金又はこの法律若しくはこの法律に基づく条例による補償を受けようとする者は、職員の戸籍に關して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料証明を請求することができる。

(他の法律の適用除外)

第六十七条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八章及び船員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三章第三項に規定する特別職に属する地方公務員に關して適用しない。

2 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定は、職員に關して適用しない。

(地方公務員法との関係)

第六十八条 この法律の規定により地方公務員の補償を行なう基金の制度は、地方公務員法第三條第二項に規定する一般職に属する職員については、同法第四十五條第四項に規定する制度とする。

第七章 非常勤の地方公務員

(非常勤の地方公務員に係る補償の制度)

第六十九条 地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員のうち法律(労働基準法を除く。)による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに對する補償の制度を定めなければならない。

2 前項の条例で定める補償の制度は、この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであつてはならない。

(不服申立て等)

第七十条 前条第一項の規定に基づく条例による補償の実施に關して不服がある者は、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、審査を申し立てることができる。

2 前項の規定による審査の申立ては、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(職員に關する規定の準用)

第七十一条 第五十八條、第五十九條、第六十二

条及び第六十三條の規定は、第六十九條第一項の規定に基づく条例による補償について準用する。この場合において、第五十八條及び第五十九條中「基金」とあるのは「地方公共団体」と、第六十二條第一項中「職員」とあるのは「第六十九條第一項に規定する者」と読み替へるものとする。

第八章 罰則

(罰則)

第七十二条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は基金に使用され、その事務に従事する者は、三万円以下の罰金に処する。

第七十三条 第六十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者は、一万円以下の罰金に処する。

第七十四条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定に違反して登記することを怠つた基金の役員は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(基金の設立)

第二条 都道府県知事、市長、町村長、都道府県教育委員会及び都道府県公安委員会の全国的連合組織は、昭和四十二年十月二十日までに、それぞれ一人の基金の設立委員を選任しなければならない。

第三条 設立委員は、昭和四十二年十一月十五日までに、第五條第一項に掲げる事項につき定款を定め、並びに基金の最初の事業年度の事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び

予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

2 自治大臣は、前項の認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

3 基金は、前項の規定による告示があつたときは、施行日に成立する。この場合において、基金は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

4 設立委員は、基金が成立したときは、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

5 基金の行なう設立の登記は、施行日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

6 基金の最初の事業年度は、第十六條の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、昭和四十二年三月三十一日に終わるものとする。

(経過措置)

第四条 この法律の施行前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合(この法律の施行前の公務上の負傷又は疾病によりこの法律の施行後に廃疾となり、又は死亡した場合を含む。)におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。当該補償に係る他の法令による給付との調整についても、同様とする。

(死亡の推定の特例)

第五条 第四十三條の規定は、この法律の施行前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明になつた際に乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、この法律の施行の際まだその生死がわからないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなりこの法律の施行の際まだその死亡の時期がわからない職員についても、適用する。

(遺族補償の支給に關する暫定措置)

第六条 施行日から五年以内に、職員が公務上死亡した場合において、当該死亡に關し、遺族補

償年金を受ける権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支払に先だつて申し出たときは、基金は、平均給与額の四百日分に相当する額を一時金として支給する。

2 前項の一時金が支給される場合には、当該職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が自治省令で定める算定方法に従い当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

3 第一項の一時金は、この法律の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。

4 第一項の一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が第二項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第六十五条第二項（同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第百三十八号）第四条第二項第三号ただし書及び第三項第三号ただし書並びに特別児童扶養手当法（昭和三十一年法律第百三十四号）第四条第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書の規定は、適用しない。

5 前項の規定は、第六十九條第一項の規定に基づく条項で定めるところにより、第一項の一時金に相当する補償の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金に相当する補償の支給が停止されている場合について準用する。

第七條 遺族補償一時金の額は、当分の間、第三十八條第一項の規定にかかわらず、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定による遺族補償一時金の額との均衡を考慮して政令で定める額（第三十六條第二号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

（他の法令による給付との調整）
第八條 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた身体障害又は死亡について政令で定める法令による年金たる給付が支給される場合に

は、当分の間、この法律の規定にかかわらず、この法律の規定による年額から当該給付の年額に百分の五十の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を減じた額とする。

（平均給与額の特例）

第九條 第二條第二項の平均給与額を計算する場合において、同項に規定する期間中に、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第七十一号）附則第二條第五項の規定による職員団体の業務にもつぱら従事するための休暇の日があるときは、当該休暇の日を第二條第四項第四号に規定する職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日とみなす。

（労働者災害補償保険法による保険関係の消滅）
第十條 施行日の前日に職員に關し労働者災害補償保険法による保険関係が成立している事業の事業主たる地方公共団体の当該事業についての保険関係は、同日に消滅するものとする。

2 前項の規定により保険関係が消滅した事業に係る保険料その他の徴収金については、なお従前の例による。

（経過措置についての政令への委任）
第十一條 附則第四條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方公務員法の一部改正）
第十二條 地方公務員法の一部を次のように改正する。

第八條第一項第二号中、「公務災害補償」を削る。

第四十五條第二項から第四項までを次のように改める。

2 前項の規定による補償の迅速かつ公正な実施を確保するため必要な補償に關する制度が実施されなければならない。

3 前項の補償に關する制度には、次に掲げる事項が定められなければならない。

一 職員の公務上の負傷又は疾病に對する必要な療養又は療養の費用の負担に關する事項

二 職員の公務上の負傷又は疾病に起因する療養の期間又は船員である職員の公務による行方不明の期間におけるその職員の所得の喪失に對する補償に關する事項

三 職員の公務上の負傷又は疾病に起因して、永久に、又は長期に所得能力を害された場合におけるその職員の受ける損害に對する補償に關する事項

四 職員の公務上の負傷又は疾病に起因する死亡の場合におけるその遺族又は職員の死亡の當時その収入によつて生計を維持した者の受ける損害に對する補償に關する事項

4 第二項の補償に關する制度は、法律によつて定めるものとし、当該制度については、国の制度との間に権衡を失しないように適當な考慮が払われなければならない。

第五十八條第三項本文中「第八十五條、第八十六條、第八十九條から第九十三條まで」を「第七十五條から第九十三條まで」に、「第九十六條」を「第八十九條」に改め、同項ただし書中「第八十五條、第八十六條及び」及び「中勤務条件に關する部分、第九十六條」を削り、「職員に」の下に「同法第七十五條から第八十八條まで及び船員法第八十九條から第九十六條までの規定は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第 号）第二條第一項に規定する者以外の職員に」を加える。

（地方公營企業法の一部改正）
第十三條 地方公營企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九條第一項中「第四十五條第二項から第四項まで」を削り、「第五十八條」の下に「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第 号）第二條第一項に規定する者に適用される場合に限り、第五十八條第三項中労働基準法第七十五條から第八十八條まで及び船員法

第八十九條から第九十六條までに係る部分を除く。）を加える。
（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）
第十四條 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

第一條中「退職一時金、旅費並びに公務災害補償」を「退職一時金並びに旅費」に改める。
（義務教育費国庫負担法の一部改正）
第十五條 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二條に次の一号を加える。
五 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第 号）第四十九條の規定により公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一條に掲げる職員に對して都道府県が地方公務員災害補償基金に對して負担すべき負担金のうち、補償に要する費用に係る部分に要する経費

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）
第十六條 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五條に次の一号を加える。
四 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第 号）第四十九條の規定により公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一條に掲げる教職員に對して都道府県が地方公務員災害補償基金に對して負担すべき負担金のうち、補償に要する費用に係る部分に要する経費

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正等に伴う経過措置）
第十七條 この法律の施行の際現に市町村立学校職員給与負担法第一條又は第二條に規定する職員に對して都道府県が負担することとして、公務災害補償に關して、附則第十四條から前条までの規定による法律の改正に伴う必要な経過措置は、政令で定める。

(警察法の一部改正)

第十八条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第二項中「服務並びに公務災害補償」を「並びに服務」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十九条 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第二項中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十五条の規定による療養補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償給付を退職の際に受けている者にあつては、公務傷病がなかつた時又は労働基準法第八十一条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」を「地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十号)の規定による療養補償又はこれに相当する補償を退職の際に受けている者にあつては、公務傷病がなかつた時」に改める。

第九十一条の見出し中「障害補償」を「障害補償年金」に改め、同条中「労働基準法第七十七条の規定による障害補償又はこれに相当する補償が行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による障害補償年金が支給され、又は長期傷病補償給付が行なわれる

こととなつたときはこれらの保険給付が行なわれる間」を「地方公務員災害補償法の規定による障害補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間」に改める。

第九十七条を次のように改める。
(公務による遺族年金と遺族補償年金との調整)

第九十七条 第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金は、地方公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額の百分の二十に相当する金額の支給を停止する。

第九十三条第一項中「船員組合員又はその被扶養者が病氣にかかり、又は負傷した場合」を「船員組合員が公務によらないで病氣にかかり、若しくは負傷し、又は船員組合員の被扶養者が病氣にかかり、若しくは負傷した場合」に改める。

第九十三条第一項中「退職し、又は」の下に「公務によらないで」を加え、同条第二項中「遺族に対する給付」の下に、「(その支給事由が公務によるものを除く。)」を加え、同条第三項を削る。

第四百四十二条第二項の表

第八十六条第二項

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十五条の規定による療養補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償給付	公務傷病がなかつた時又は労働基準法第八十一条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時
国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十條の規定による療養補償	公務傷病がなかつた時

を

第八十六条第二項

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十号) 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)

に、

第九十一条

労働基準法第七十七条の規定による療養補償又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償給付が行なわれることとなつたときはこれらの保険給付が行なわれる間

国家公務員災害補償法の規定による障害補償年金が支給されることとなつたときはその障害補償年金が支給される間

を

第九十七条

労働基準法第七十九条の規定による遺族補償又はこれに相当する補償が行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行なわれる間

国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその遺族補償年金が支給される間

第九十一条
第九十七条

地方公務員災害補償法
給料年額

国家公務員災害補償法
俸給年額

に

改める。

第六十二条の次に次の一条を加える。

(公務傷病年金と障害補償年金との調整)

第六十二条の二 公務傷病年金は、地方公務員災害補償法第六十九条の規定に基づく条例で定めるところにより同法の規定による障害補償年金に相当する補償(以下この条において「障害補償年金」という。)が行なわれることとなつたときは、当該補償が行なわれる間、当該公務傷病年金の額のうち前条第二項の規定により加算された金額に相当する金額(当該金額が障害補償年金の額をこえるときは、障害補償年金の額に相当する金額)の支給を停止する。

第六十三条の二を第六十三條の三とし、第六十三條の次に次の一条を加える。

(公務による遺族年金と遺族補償年金との調整)

第六十三條の二 前条第二項第四号の規定による遺族年金は、地方公務員災害補償法第六十九條の規定に基づく条例で定めるところにより同法の規定による遺族補償年金に相当する補償が行なわれることとなつたときは、当該補償が行なわれる間、当該遺族年金の額のうち、その百七十分の七十に相当する金額の支給を停止する。

第七十四條第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地方公務員災害補償法第三條に規定する地方公務員災害補償基金

第二百二条の表第八十六条第二項の項中

療養補償若しくはこれに相当する補償	療養補償
打切補償若しくはこれに相当する補償	打切補償

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第...）の規定による療養補償又はこれに相当する補償を退職の際に受けている者にあつては「公務員がなかつた時」

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付を退職の際に受けている者にあつては「業務上の原因によつた時又は労働基準法第八十一条の規定による打切補償を受けた時」

改め、同表第九十一条の項中

障害補償若しくはこれに相当する補償

地方公務員災害補償法の規定による障害補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間

労働基準法第七十七条の規定による障害補償が行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金が支給され、又は長期傷病補償給付が行なわれることとなつたときはこれらの保険給付が行なわれる間

改め、同表第九十七条の項中

遺族補償若しくはこれに相当する補償

地方公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間

労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行なわれる間

改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 労働基準法第七十七条の規定による障害補償若しくはこれに相当する補償が行なわれ、又は労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金が支給され、若しくは長期傷病補償給付が行なわれる事由が生じたことにより、この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この条において「改正前の地方公務員等共済組合法」といふ。）第九十一条の規定によりその一部の支給が停止されている公務員による廃疾年金の支給については、なお従前の例による。労働基準法第七十九条の規定による遺族補償若しくはこれに相当する補償が行なわれ、又は労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給される事由が生じたことにより、この法律の施行の際現に改正前の地方公務員等共済組合法第九十七条の規定によりその一部の支給が停止されている同法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の支給についても、同様とする。

2 この法律の施行前の公務員による負傷又は疾病によりこの法律の施行後に廃疾となり又は死亡した場合における公務員による廃疾年金又は遺族年金の支給については、改正前の地方公務員等共済組合法第九十一条又は第九十七条の規定は、なおその効力を有する。

第一類第二号 地方行政委員会職第十九号 昭和四十二年六月二日

（船員保険法の一部改正）

第二十一条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中「場合を含む。」の下に「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第...）若しくは同法に基づく条例」を加える。

（厚生年金保険法の一部改正）

第二十二條 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第三号中「場合を含む。」の下に「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第...）若しくは同法に基づく条例」を加える。

（国民健康保険法の一部改正）

第二十三条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「療養補償その他」を「療養補償、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第...）若しくは同法に基づく条例の規定による療養補償その他」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第二十四条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第一号中「場合を含む。」の下に「並びに地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第...）及び同法に基づく条例」を加える。

（児童扶養手当法の一部改正）

第二十五条 児童扶養手当法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

十八 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第...）及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

（特別児童扶養手当法の一部改正）

第二十六条 特別児童扶養手当法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

十九 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第...）及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

（所得税法の一部改正）

第二十七条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中地方公務員共済組合の項の次に次のように加える。

（法人税法の一部改正）

第二十八条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中地方公務員共済組合の項の次に次のように加える。

（印紙税法の一部改正）

第二十九条 印紙税法（昭和四十二年法律第...号）の一部を次のように改正する。

別表第二中全国農業会議所の項の次に次のように加える。

地方公務員災害補償基金 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第...号）

地方公務員災害補償基金 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第...号）

地方公務員災害補償基金 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第 号）

（登録免許税法の一部改正）

第三十条 登録免許税法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。
別表第三中十八の項の次に次のように加える。

十八の二 地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第 号）	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三編の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限り
------------------	-------------------------	--	---

（地方税法の一部改正）

第三十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第四号中「地方団体関係団体共済組合」の下に「地方公務員災害補償基金」を加える。

第二百六十二条第六号中「（以下同じ。）」の下に「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第 号）若しくは同法に基づく条例」を加え、「及び船員法」を「又は船員法」に改める。
第六百七十二号第六号中「国家公務員災害補償法」の下に「地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例」を加え、「及び船員法」を「又は船員法」に改める。

（自治省設置法の一部改正）

第三十二条 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第十五号の二の次に次の一号を加える。
第十五の三 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第 号）の施行に関する事務を行なうこと。

第十条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 地方公務員災害補償法の施行に関すること。

別表

等級	日数	身体障害
第一級	二四〇	一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三 精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 半身不随となったもの 六 両上肢をひざ関節以上で失ったもの 七 両上肢の用を全廃したもの 八 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 九 両下肢の用を全廃したもの
第二級	一二三	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になったもの 三 両上肢を腕関節以上で失ったもの 四 両下肢を足関節以上で失ったもの

第三級	一八八	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 三 精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五 両手の手指の全部を失ったもの
第四級	一六四	一 両眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失ったもの 四 一上肢をひざ関節以上で失ったもの 五 一上肢をひざ関節以上で失ったもの 六 両手の手指の全部の用を廃したもの 七 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第五級	一四二	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になったもの 二 一上肢を腕関節以上で失ったもの 三 一上肢を足関節以上で失ったもの 四 一上肢の用を全廃したもの 五 一上肢の用を全廃したもの 六 両足の足指の全部を失ったもの
第六級	一二〇	一 両眼の視力が〇・一以下になったもの 二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳鼓に接しなければ大声を解することができないもの 四 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 五 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 六 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 七 一手の五の手指又は母指及び示指を含む四の手指を失ったもの
第七級	一〇〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になったもの 二 鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四十センチメートル以上では普通の話し声を解することができないもの 三 精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四 神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 五 胸部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

第八級	四五〇	六 一手の母指及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指を含み三以上の手指を失つたもの 七 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を廃したもの 八 一足をリスフラン関節以上で失つたもの 九 一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 一〇 一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 一一 両足の足指の全部の用を廃したもの 一二 女子の外貌に著しい醜状を残すもの 一三 両側の睪丸を失つたもの
第九級	三五〇	一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 七 鼓膜の全部の欠損その他により一耳の聴力を全く失つたもの 八 一手の母指を失つたもの、示指を含み二の手指を失つたもの又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの 九 一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの 一〇 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの 一一 一足の足指の全部の用を廃したもの 一二 生殖器に著しい障害を残すもの
第一〇級	二七〇	一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 三 十四歳以上に対し歯科補綴を加えたもの

第一級	二〇〇	四 鼓膜の大部分の欠損その他により一耳の聴力が耳蝸に接しなければ大声を解することができないもの 五 一手の示指を失つたもの又は母指及び示指以外の二の手指を失つたもの 六 一手の母指の用を廃したもの、示指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の手指の用を廃したもの 七 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 八 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの 九 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 一〇 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
第二級	一四〇	一 一眼の眼珠に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七歳以上に対し歯科補綴を加えたもの 四 一耳の耳蝸の大部分を欠損したもの 五 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 八 長管骨に奇形を残すもの 九 一手の中指又は薬指の用を廃したもの 一〇 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 一一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 一二 局部に頑固な神経症状を残すもの 一三 男子の外貌に著しい醜状を残すもの 一四 女子の外貌に醜状を残すもの

第二三級	九〇
一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 四 一手の小指を失つたもの 五 一手の母指の指骨の一部を失つたもの 六 一手の示指の指骨の一部を失つたもの 七 一手の示指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 九 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの 一〇 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの	
第十四級	五〇
一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 二 三齒以上に対し齒科補綴を加えたもの 三 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 四 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 五 一手の小指の用を廃したもの 六 一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 七 一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの 九 局部に神経症状を残すもの 一〇 男子の外貌に醜状を残すもの	

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 二 手指を失つたものとは、母指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 手指の用を廃したものと、手指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは第一指関節（母指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足指の用を廃したものと、第一の足指

は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは第一指関節（第一の足指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

六 各等級の身体障害に該当しない身体障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

理由

最近における国家公務員及び民間労働者の公務上又は業務上の災害に対する補償に関する制度の改正に際し、地方公務員の公務上の災害に対する補償内容の改善を図るとともに、その補償の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公務員の公

務上の災害に対する補償の制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤枝国務大臣 ただいま議題となりました地方公務員災害補償法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方公務員の公務上の災害に対する補償の現行制度は、地方公務員法において地方公共団体の補償義務が定められており、労働基準法の業務上の災害補償に関する規定が一般的に適用されているのでありますが、地方公務員法に基づき条例で補償の制度を定めている地方公共団体はきわめて少数であり、その場合にも、その補償内容は、労働基準法に定めるところとほとんど同様であります。

また、地方公務員のうち、一部現業の職員につきましては労働者災害補償保険法が、また船員たる地方公務員につきましては船員法及び船員保険法がそれぞれ適用されているのでありますが、特別職の地方公務員のうち、地方公共団体の長、議会の議員、各種委員会、審議会の委員等につきましては、公務上の災害に対する法律による補償の制度が定められておりません。

御承知のように、国家公務員の公務上の災害に対する補償の制度は、国家公務員災害補償法を中心として統一して規定されているのであります。以上申し上げたような現状にある地方公務員の公務上の災害に対する補償の制度を、統一整備する必要性がかねてから感ぜられていた次第であります。

さらに、労働者災害補償保険法は、第四十八回国会において成立した同法の一部を改正する法律によりまして、昭和四十年八月から昭和四十一年二月にかけて大幅に改正され、補償の内容におきましても年金制度が導入される等著しく改善され、また、それを受けて国家公務員災害補償法も昭和四十一年七月から同様の改善がなされたので

ありますが、そのために地方公務員のうち労働者災害補償保険法の適用を受ける現業職員と一般の非現業職員との間の補償内容の差異が大きくなったのであります。したがって地方公務員の公務災害補償の内容につきましても、民間労働者及び国家公務員についての補償内容の改善に際して改善をはかる必要が生じているのであります。

さらに、補償の実施体制におきましても、現状におきましては、労働基準法適用職員につきましては任命権者、労働者災害補償保険法適用職員につきましては労働基準監督機関が災害補償の認定及び給付を行なっているわけでありましたが、任命権者は全国三千数百の地方公共団体ごとに分立し、また、同一地方公共団体の内部におきましても任命権者が分立しているため、全国的見地からの統一的、専門的運用が確保されているとは必ずしもいえず、これに対し、補償の迅速かつ公正な実施のための体制を確立する必要があると思われるのであります。さらに、これまで災害補償の道が開かれていなかった地方公務員につきましても、その道を開く必要があることは申すまでもありません。

このような諸事情を考慮し、政府といたしましては、地方公務員の災害補償制度の確立について鋭意検討を進めてまいりました結果、この法律案を作成し、今国会に提案いたしました次第であります。

次に、その内容につきまして概略御説明申し上げます。

第一に、すべての常勤の地方公務員の公務災害補償の実施機関として、法人たる地方公務員災害補償基金を設置することとし、その組織及び運営について規定しております。すなわち、基金は、全国一本の組織とし、その支部として従たる事務所を各都道府県及び六大市に設け、業務の円滑な運営をはかりたいと考えております。その業務の執行体制については、少数の役員を置くほか、重要事項を審議するため地方公共団体の機関の代表者及び学識経験者をもって組織する運営審

議會を置くこととしております。なお、補償に關する不服審査を行なうため、主たる事務所および従たる事務所それぞれ審査会及び支部審査会を置くこととしております。

第二に、基金の行なり補償及び福祉施設の内容であります。この点につきましては国家公務員災害補償法におけるそれと同一とすることとしたとして、国と同一の補償水準を確保することとしたとしております。すなわち、基金の行なり補償の種類は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償および葬祭補償の五種類であります。障害補償につきましては、障害の程度に応じて重い障害については年金、軽い障害については一時金とし、遺族補償につきましては原則として年金とし、例外的に年金を受ける遺族がないようなとき、その他の遺族に対して一時金を支給することとしております。基金は、これらの補償の実施のほかに、公務上の災害を受けた職員の福祉のために義肢、義眼等の補装具の支給その他の施設をするようにつとめなければならないものと規定しております。

第三に、費用の負担であります。以上に申し上げました補償及び福祉施設の実施主体である基金の業務に要する費用は、地方公共団体の負担金をもって充てることとし、その地方公共団体ごとの負担金の額は、一般職員、教員、警察官、交通、水道その他の現業職員等の、職員の職務の種類ごとの給与の総額に、補償に要する費用その他の事情を考慮して政令で定める一定率を乗じて得た額の合計額とすることとしております。

第四に、非常勤の地方公務員についての補償の制度であります。非常勤の地方公務員のうち、学校医、学校歯科医あるいは消防団員、水防団員等のようにすでに他の法律で公務上の災害に対する補償の制度を定めているものは、それらの制度によることとし、それ以外のものにつきましては、各地方公共団体において条例で補償の制度を定めることを義務づけることとしております。この場合、条例の内容は、この法律及び労働

者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡をとらなければならないものとしております。

以上がこの法律案の主な内容であります。なお、この法律の施行に必要な技術的事項、必要な経過措置及び他の法律の一部改正につきましては所要の規定を設けております。

以上、簡単にありますが、この法律案の提案理由及びその概要につき御説明申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○農山漁業局長 次に、法案の補足説明のため、長野行政局長から発言を求められておりますから、これを許します。長野行政局長。

○長野政府委員 お手元にお配りしております地方公務員災害補償法案関係資料の中の法案要綱によりまして、補足説明をいたします。

まず総則に關する事項であります。先ほど大臣の提案理由説明にありましたように、この法律は、地方公務員の公務上の災害に対する補償の迅速かつ公正な実施を確保いたしますため、労働の職員について地方公共団体にかつて補償を行なう基金の制度を設け、その行なり事業に關して必要な事項を定めるとともに、その他基金の対象とならない非常勤の地方公務員の補償に關して必要な事項を定めました。そして地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とするものでございます。

次に、この法律はいろいろ定義しておりますが、この法律で職員として一般的に規定の対象にいたしておりますものは、基金によりまして災害補償を行なわれる職員であります。それは常時勤務に服することを要する地方公務員といたしております。

要綱の二ページにまいりますが、それは地方公務員共済組合の組合員の範囲と同様でありまして、いわゆる非常勤職員を含むものとしておるものであります。

また、この法律で給付算定の基礎になる平均給与額というものをを用いることにしておりますが、

それは公災補償の原因の発生の日の前月末日から起算いたしまして、過去三カ月間にその職員に対して支払われた給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額をいうものとしておるのであります。

要綱の三ページにまいりまして、第二の「基金に關する事項」というところにまいります。

職員についてこの法律に定める補償等を実施いたしますために、地方公務員災害補償基金を設置することといたしました。基金は法人とし、その主たる事務所を東京都に、従たる事務所を都道府県及び六都市に置くものとしております。

次に、定款、業務規程、登記等につきましては、基金も一般の特殊法人の例にならしまして、要綱の三ページ以下に示しておりますように、必要な規定を置いておるのでございます。

四ページから五ページあたりには、基金の本部の構成につきまして規定をしておる関係の事項がございまして、本部の構成につきましては、少数の職員を設けますほかに、重要事項を審議いたしますために運営審議会を置くことといたしております。

六ページにまいりまして、運営審議会の委員は十二人以上といたしまして、知事、市長、町村長、都道府県教育委員会、都道府県公安委員会及び地方公営企業の管理者等地方公共団体の機関をそれぞれ代表する者、そのほかに学識経験者で構成をすることにいたしております。

次に、基金の支部の事務の運営の円滑化をはかるために、要綱に書いておりますように、地方公共団体の便宜の供与について規定をしております。すなわち、七ページに書いておりますように、地方公共団体の機関は、その所属の職員をして基金の業務に従事させることができるものとす。また、その管理にかかると、建物等を無償で基金の利用に供することができるものとしておるのであります。これは共済組合の場合と同様であります。

なお、国は、基金の健全な運営がはかられます

ように、適切と認める技術的な援助をする等必要な配慮を加えるものとしております。

以下、七ページから九ページにかけまして、基金の事業年度とか事業計画、予算、決算、その他特殊法人の例にならしまして必要な規定を設けた旨をしておるのでございます。

その次に九ページでございますが、九ページにおきましては、基金はそういう特殊法人でございます。地方公共団体にかつて公務員の公務災害補償を行なうという公的な地位を持つものでございまして、監督官庁としての自治大臣の基金に対する監督権というものを規定しておる旨を示しておるのでございます。

一〇ページにまいりまして、第三、補償及び福祉施設に關する事項でございます。補償の実施につきましては、補償を受けるべき職員もしくは遺族等に対して、その請求に基づいて補償を行なう原則を定めました。

なお、基金は、定款の定めるところにより、従たる事務所の長に、つまりこの場合支部長に補償を行なわせることができるものとしておりますが、実際には災害補償の認定なり給付なりの大部分の補償業務は支部長に委任する予定でございます。

次に、基金の行なり補償の種類、一ページのところに書いてありますが、療養補償以下五種類でございます。このうち障害補償と遺族補償につきましては、提案理由説明にもございましたように、年金及び一時金としております。これらの補償内容を通じて申しますと、国家公務員災害補償法の場合と同様であります。

それから、一ページ以下に療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償等の補償の内容を規定しておりますが、いま申し上げましたように、国家公務員公務災害補償と同じようになつて規定をしておるのでございます。

次に、二ページにまいりますが、災害補償基金におきまして他の災害補償と同じように福祉施設を設けることができるというようにいたしまして、そうして義肢とか義眼とか補聴器、補装具等

の支給に関する業務と外科後処置等の福祉業務が行なえるような規定にいたしておるのであります。

それから次に二二ページにまいります。費用の負担に関する事項でありますけれども、基金の業務に要する費用は、地方公共団体の負担金をもって充てるものとしております。この負担金の額の算出につきましては、政令で定める職務の種類による職員に区分に応じまして、たとえば一般職員、教育職員、警察、消防職員、公営企業等の現業職員等の区分に応じまして、当該職務の種類ごとの職員にかかる給与の総額に、補償に要する費用及び基金の事務に要する費用その他の事情を考慮して、政令で定める割合をそれぞれ乗じて得ました額の合計額とすることといたしております。

二二ページのところにまいりまして、第五、不服の申し立て及び訴訟に関する事項でございますが、基金が行なう補償に関する決定に不服のあります場合には、審査会に対して審査請求をすることができるようになっております。支部の場合には、支部の審査会に請求をいたしまして、その決定に不服のある者はさらに本部の審査会に対して審査請求ができるようにしております。

審査会の構成は二四ページに書いておりますが、委員五人、支部審査会は委員三人をもって組織をいたしまして、それぞれ学識経験を有する者のうちから基金の理事長または従たる事務所の長が委嘱するものとしております。その場合、従たる事務所の長は都道府県知事、六大都市の市長を予定しております。

第六番目は、雑則に関する事項でございますが、年金たる補償の額の改定につきましては、他のこの種の制度に書かれておりますように、いわゆる政策スライドと申しますか、国民の生活水準とか地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずることということになっております。

その他、二六ページ以下には損害賠償の免責、

第三者に対する損害賠償の請求の規定を、国の補償法、労災保険の例にならぬ規定しておるのであります。

さらにまた、基金の業務の執行の実効を確保するための方法といたしまして、出頭とか報告等の命令、一時差止め等の権限についても規定をいたしました。

また、この法律によりまして補償が行なわれる職員に關しましては、災害補償に関する規定、船員法の関係規定及び労災保険法は適用しないこととしております。

このほか非常勤の地方公務員に関する事項また罰則等の規定をいたしておりますが、これは関係規定として、それぞれ以上申し上げましたような趣旨に應じまして規定の整備をはかっております。

以上で補足説明を終わります。

○亀山委員長 本案に関する質疑は後日に譲ることといたします。

○亀山委員長 次に、内閣提出にかかる地方交付税法の一部を改正する法律案、及び内閣提出にかかる昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。細谷治嘉君。

○細谷委員 私は昨日の理事懇談会等の話し合いに基づきまして、次の二点につきまして御質問を申し上げますので、自治大臣、大蔵大臣の誠意ある御答弁をひとつ願いたいと思っております。

第一は、昨年度特別事業費に振りかえられたた公共事業費等の地方負担分にかかる明年度以降の元利償還金については、国の責任において処理する必要があると考えますが、この点につき、自治大臣並びに大蔵大臣の所見を伺いたいのであります。

○水田国務大臣 ただいまの点につきましては、

御意見のとおり処理する考えでございます。

○藤枝国務大臣 大蔵大臣からお答えいたしましたこととおり、御意見のように処置いたす所存でございます。

○細谷委員 第二点は、地方交付税法第十条第二項ただし書きによりまして、各地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合は、調整率を掛けまして、各地方団体に交付される普通交付税の額が減額されることとなりますが、この普通交付税の調整減額分については、その年度内に完全に補てんさるべきであると考えますが、どうでしょうか。自治大臣の答弁をいただきます。

○藤枝国務大臣 従来とも原則としてそのようにやっておりますが、今後とも原則としてそのようにならぬ処置をいたしてまいり所存でございます。

○亀山委員長 この際、関連質問として大石委員から発言を求められております。これを許します。大石君。

○大石(八)委員 ちょうど大蔵大臣がお見えになりましたのでお伺いしたいと思っておりますが、所得税と住民税との関係で論議があることは御承知のとおりで、住民税の課税最低限が所得税の減税に關連して非常に低過ぎるということで話題になつておることは御承知のとおりであります。われわれの委員会でも、前回の地方税法を上げますときに附帯決議をいたしまして、住民税の最低限を上げるといふことを決議したわけでありまして、大蔵大臣も、その点につきましては予算委員会なりあるいは大蔵委員会で地方住民税の課税最低限の引き上げについて非常に好意的なといえますが、強い考え方をもちて来年度あたりからそれを実現をしようという御意思を表明されておられるのであります。私もこのことを非常に多としておるわけでありまして、ただ、いままでわれわれの委員会でも最低限を上げること、そういうことをしなければならぬというふうに考えながら、やややううとしておる問題は、地方財政自体が非常に窮乏であるということに問題が実は

あったわけでありまして、財政を握っておられる大蔵大臣からの発言がありましたことは、もちろんその財源の一つの付与といえますが、確保という問題もあるもので、われわれはそういう発言をしていただいているのだからというふうに想像をいたしました、非常に意を強くしているわけですが、この際、その問題についての大蔵大臣の所見といえますか、見解をお伺いしたいと思っております。

○水田国務大臣 地方住民税の課税最低限を引き上げるということは、いま自治省を中心にしてこの問題の検討中でございます。そういう方向にございますのは私も十分協力するつもりでおります。

○亀山委員長 それでは林百郎君。

○林委員 特別措置に関する法律の第二種交付金に關係しまして、地方自治体における道路行政の問題について大臣にちよつとお聞きしたい。その前に、警察庁のほうから、ここ三年くらいの間の事故件数ですね、死傷者、それから園児と児童のその死傷者の中に含む数、それが国道上に起きた数と、都道府県、主要地方道に起きた数がわかつたら、質問の初めにお聞きしておきたいのです。

○岡田委員 昭和三十九年から四十一年までの交通事故の概況について御説明いたします。

件数につきましては、昭和三十九年に全国で五十五万七千八百八十三件でございます。昭和四十年には五十六万七千二百八十六件……。

○林委員 死傷者ですか。

○岡田委員 交通事故の件数でございます。昭和四十一年におきましては、これはいわゆる人身事故のみの件数をとるよう統計方式を改正いたしましたので、四十二万五千九百四十四件でございますが、このほかにいわゆる物件事故約十八万件ございますので、これを加えますと、約六十万件ということになります。

それで国道、地方道別の事故の発生状況でございますが、これにつきましては、昭和三十九年及

び四十年ににつきましては死亡事故及び重傷事故の発生件数、昭和四十一年につきましては軽傷も含めた人身事故の件数の統計がございませう。これによりまして、昭和三十一年は国道におきまして三万一千四百七十九件、地方道におきまして七万八千四百七十二件、計十万九千九百五十一件でございます。

○林委員 死傷者ですか。

○岡田説明員 これは死亡事故と重傷事故でございます。

この比率は四〇・一％が国道上、地方道は五九・九％ということになります。昭和四十一年におきましては、国道におきまして三万一千四百七十九件、地方道におきまして七万八千四百七十二件、計十万九千九百五十一件でございます。比率は国道が三九・一％、地方道が六〇・九％になります。それから昨四十一年におきましては、国道におきまして十五万六千八百八十八件、地方道におきまして二十六万七千四百七十七件、計四十二万三千九百三十五件。電子計算機の計算上のミスが約二千件ほどございませうが、そのようになつております。比率につきましては、国道上三七・七％、地方道六三・三％ということに相なつております。

○林委員 児童の事故の問題でございますが、統計としましては年齢別にとつておりますので、これによつて御説明いたします。児童につきましては統計上出てまいつておりません。六歳未満の、これは死者について申し上げます。三十九年が千五十七名、四十年千四百六十六名、四十一年千四百五十七名と相なつております。それから六歳から十二歳まで、これがおおむね小学生に相当するわけでございますが、三十九年におきましては六百八十二名、四十年におきましては六百二十六名、四十一年におきましては六百七十七名、これだけの死者が出ておるわけでございます。国道、地方道上の分類はいたしております。

○林委員 詳しいことは、また道交法の際にお聞きしたいと思いますが、大臣もお聞きのように、

五十万から六十万件に及ぶ交通事故が、国道のほとんど倍くらゐが地方道で起きております。したがつて、人命を守る上からいつても、地方道に対する行政措置といふことは非常に重要だと思ひます。そこで、お聞きしたいのですけれども、こういう状態のもとで、主要地方道それから市町村道等に対して、交通安全の施策、交通安全施設についてどのような措置を講じようとお考えですか。また大臣から基本的な方向を開きたいのです。これは人命にかかわる重要な問題ですから。

○藤枝国務大臣 財政需要の詳細については局長から数字は申し上げますが、基本的に、私も交通安全の対策の柱としては、一つは歩行者の保護それから交通暴力の取り締まり、それから雇用者の責任体制の確立ということを考えております。その中でも歩行者の安全ということを一番に、人対車の事故が三〇％くらいございませうから、歩行者の安全保護ということに最重点を考えなければならぬと思ひます。そうして、ただいまお示しのやうに、地方道における交通事故が非常に多いわけでございますから、地方団体がそうした歩行者保護の施設ができるやうに、そういう点についての財政的な裏づけもやつてまいりたいということに根本的に考えております。

○林委員 そうすると具体的に、大臣がおっしゃる財政的な措置といふことは、どういふことを配慮しようとするのですか。

○藤枝国務大臣 地方団体の財政需要額の中に、相当に交通安全施設等交通事故対策の費用を見込んでいくということが一つでございます。それからもう一つは、やはりある種の地方道について、国が補助をいたしてそうしたものをやうにいくということだと思ひます。

○林委員 六百三億の交通安全施設の三カ年計画といふのがありませう。この六百三億のうち、国道と地方道と、主要地方道も入れてですよ、この予算関係はどうなつてゐるか、わかりませうか。

○川田説明員 六百三億円の交通安全施設三カ年計画のうち、建設省で実施するものが五百六十億

円になつております。そのうち直轄で実施しますものが、事業費で百六十七億六千万円でございます。それから補助で実施したものが三百九十二億四千万円でございます。国道関係が百六十七億六千万円で、主要地方道、市町村道も一部含まれたものが三百九十二億四千万円ということでございます。

○林委員 そうすると、この交通安全施設の箇所については何カ所か、そうしてそれは国道と、主要地方道も入れて、地方道との分布はどうなつてゐるか。それが一つ、それから歩道について、国道にある歩道の比率と地方道にある歩道の比率が出ていたら、それをちよつと聞きたいと思ひます。

○川田説明員 事業量を大きく分けまして、一種関係、二種関係に分かれております。一種関係は大体改築に属するものでございませうが、特に代表的な歩道の設置、横断歩道の架設、この二つについて申し上げますと、三カ年計画におきましては、歩道が直轄関係で八百三十三キロメートル設置することにしてあります。補助関係におきましては一千九百四十四キロメートル設置することにしてあります。横断歩道橋につきましては、直轄におきましては七百二十一カ所つくることとしてあります。また補助関係におきましては九百カ所つくることにしてあります。二種関係につきましては、防護さく設置について申し上げますと、直轄関係におきましては六百八十キロメートル、補助関係におきましては三千六百六十六キロメートル設置することにしてあります。歩道の設置状況、国道、地方道別につきましては、ただいまのところ資料を持っておりませんので、後ほど調査いたしましてお答えしたいと思ひます。

○林委員 それではやむを得ませんから、これはあなたも知つてゐると思いますが、国道の舗装率、改良率と、地方市町村道の舗装率、改良率をちよつと出して下さい。

○川田説明員 一般国道の改良率につきましては、昭和四十一年四月一日現在の統計調査によりまして

す、一般国道におきましては改良率が六〇・四％でございます。舗装率が五一・一％でございます。都道府県道につきましては改良率が三〇・七％で、舗装率が二三・五％でございます。市町村道につきましては改良率が一一・四％で、舗装率が三・七％となっております。

○林委員 大臣お聞きのとおり、舗装率市町村道三％といふのです。しかも道路の延長数からいいますと、市町村道が約八十三万キロメートル、一般国道は二万七千二百八十八キロメートル、これを比率で見ますと、話にならぬわけですね。大体都道府県道と市町村道合わせたものが九十四万キロメートルですから、そのうち一般国道が二万七千キロメートルですから、三％程度のものですね。この圧倒的に多い九十四万キロメートルの都道府県道と市町村道の舗装率が、市町村道に至つては三・何％、改良率からいふと一一・何％です。本年度、あなたこれをどのように改良するつもりですか。市町村道の舗装率、改良率はどう高まり、府県道の舗装率、改良率はどういふやうに高まるつもりですか。

○細野政府委員 本年度の地方交付税の措置におきましては、公共事業、いわゆる国の補助直轄事業の地方負担額はそのまま全額を、そのほか単独事業分といたしまして去年よりも二百三十億円の財政需要の増を計上いたしております。これは本年度まだ新しい五カ年計画は五カ年全体としてできておりませんが、その初年度分として、政府で予定をいたしておりますものを全部まるまる消化できるように意図しておるものでございませう。なお五カ年計画が全部確定をいたしませんと、五カ年後の舗装、改良率がどの程度になるかといふことはまだ確定をいたさないわけでございますが、少なくとも本年度におきましてはそういう措置によつて前進をさせてまいりたい、かように考えております。

○林委員 私の聞いているのは、もうそんなむずかしい理屈はどうでもいいから、市町村道の改良率一一・四、舗装率三・七はことしは幾ら高まる

かということを開いているのです。大体自治省はそんなことは頭にないでしょ。

○細野政府委員 四十一年の四月一日現在で市町村道の改良率が一・四、舗装率が三・七%であるわけでありまして、これを新五カ年計画をつくることによって引き上げてまいるわけでありまして、新五カ年計画は、いまは建設当局において策定中でございます。したがって、いま本年度だけの分の舗装、改良率の引き上げというものは、数字の上からはちよつと私どもから申し上げかねるわけでありまして。

○林委員 そういふわけですね。それで自治大臣もおいでになりますから、もう一つここで私材料を申し上げますが、あなたも少し道路のことについても真剣に考えてもらいたいと思ひます。ということとは、さつきも聞きました、いま年間五十万から六十万の交通事故があるわけですね。しかもその中で通道の小さい子供や学童の事故が非常に多いわけですね。これはやはり運転手だとかなんとかいう責任を追及しなくても、道路行政をもつと根本的にやっつけていかなければ、労働の過重している運転手だけに責任を転嫁しても解決できない問題があるわけですね。それで私はあなたに聞いているわけですね。

なお、あなたは国家公安委員の最高責任者ですから、ひとつ材料を引き出して聞きたいと思ひますが、警察庁で、警察官の交通事故は三十九年から四十一年までの間にどういふ数字がありますか。ちよつと参考までに知らせてください。

○藤枝国務大臣 四十一年度中いわゆる警察官が加害者側といふか……(林委員「加害者、被害者両方出してください」と呼ぶ)両方で約四百件のうち、加害者になっているのが百七十件と記憶しております。

○岡田委員 警察職員関係の事故の件数について申し上げます。三十九年中に、いわゆる物件事故も含めまして、警察職員が関係いたしました交通事故は三百二十二件でございます。そのうち警察官が第一原因

因者となりました事故が六十七件、相手方が第一原因者となりましたものが二百五十五件でございます。昭和四十一年におきましては、同じく物件事故を含めまして関連事故が二百八十四件、そのうち警察官が第一原因者となりましたものが百十八件、相手方が第一原因者になりましたものが百六十六件、しかし四十一年におきましてはこの総件数が四百二十二件でございます。そのうち警察官が第一原因者となりましたものが百七十件、相手方が第一原因者となりましたものが二百三十二件となっております。

○林委員 警察官ですらそういう事故を起こしているわけですね。これはやむを得ない事故もあるでしょうし、あるいは警察官として非難されなければならぬ原因もあり得るわけですね、いずれにしても交通事故というものは重大な事態になっているわけですね。

そこで、これは別に道交法の際にお聞きしますけれども、そういう中で特に地方道の改善について、本年度の改良率、舗装率の改善の数値もまだ出てないというわけですね、四十一年度の地方道の事業量と事業費を私のほうで調べてみましたら、事業量は改良が千八百五十二キロメートル、事業費二千三百二十九億円で、改良数が千八百五十二キロメートルという、九十四万キロメートルのうちの〇・二%になりますね。そういう程度なんです。これではとても舗装とか改良とか、いわゆる改善という部類に入らないように思ひます。また事業費の面についても二千三百二十九億、これは千八百五十二キロメートルで二千三百二十九億円といふと、一キロメートル当たり一億二、三千万です。かになると思ひます。これを見ますと、七千六百キロメートルで六兆六千億円で、これは一キロメートル当たり約五億から九億くらいですね。こういう比率になると思ひますが、これは建設省の課長さん、どうですか。高速自動車道路計画の一キロメートル当たりは、平均します

と約五億から九億くらいの幅はありますが、そのくらいになるように思ひますが、そうですか。

○川田委員 おっしゃるとおりでございます。

○林委員 高速自動車道路については一キロメートル五、六億、それから地方道、これも主要地方道だと思ひますけれども、それにしてもその五分の一か六分の一程度の事業費しか出ないということですね。こういう状態の中で、しかも四十一年度の道路整備事業費の財源内容を見ますと、日本全道路延長数の三%の一級国道に対して、一級国道、有料道路等合わせて国費が三千六百二十一億、これに関連して地方の負担が千二百九十五億、それから有料道路や地方単独事業も入れれば二千九百七十一億、要するに主として県道を中心としての改良の国費、それはわずか三%ですけれども、日本の道路の九割以上を占める地方道も含めての地方自治体の負担が、しかもそれが国の一級国道あるいはそのほか有料道路等の負担も引き受けて、中央の負担額の九割くらいを負担しなければならぬ。要するに道路の事業負担が地方自治体に非常に重くかかっているわけですね。しかもそれは、本来、日本の全道路の八割から九割を占めている地方道の改良、改善よりは、一級国道あるいは高速自動車道路、こういうところへ地方が乏しい財政から負担する金、そのほうへ主として使われているという数字がいろいろの面から出てくると思ひます。これはさつき言いましたように、わずかに舗装率三%、改良率一・四%、しかも日本の道路の八、九割が地方道だといふのに、地方自治体が負担している道路事業費の負担の大部分が一級国道や幹線自動車道路のほうへつぎ込まれるということになると、これは地方道の改善、改良というのは百年河清を待つことになると思ひます。それについて大臣は根本的に何かお考えになっておらないのですか、どうでしょうか。

○藤枝国務大臣 確かに従来より国道の改良、舗装ということが優先いたしました、地方道が占めていることは事実だと思ひます。しかし今後国道

があれだけできてまいりますと、今後の問題はむしろ地方道にかかってくるわけでございます。そういう意味からいたしまして、私どもは何とか特に市町村の道路財源というものを確保いたしたいと考えてわけでございますが、いまだ結論に至っておりませんけれども、今後そういう市町村の道路財源の確保ということに努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○林委員 そういふ抽象論は幾ら聞いても同じことなんです。具体的にどういふ財政的な措置を藤枝自治大臣としてはおとりになろうとしているかというのを、もう少し具体的にお聞きできないでしょうか。たとえば国からの補助金を大幅にふやすとか、交付金の計算単位をもう少し高めるとか、こういう努力をするとかいうような具体的な考えはないのですか。一般的に漸次地方道について財政的にも重点を移行するということとはわかりません。言われれば、ああそうですかということになります。具体的な措置は何かお考えになっていませんか。たとえば幹線道路五カ年計画六兆六千億、七千六百キロメートル、七千六百キロメートルといふのは日本の全道路延長が九十五、六万キロメートルとして、これが約一%程度ですね。そこへ六兆六千億五カ年間につぎ込むというのではありません。これは政府の政策がそうである。ことに高速自動車道路に対しては、有料道路だけで一兆六千億という金が五カ年計画ですと出ていますね。これに対して地方道に対しては何カ年計画、そしてこれはどういふ計画で改良率、舗装率をどうしていくとか、その財源措置はどうかといふものができておらないのですか。

○藤枝国務大臣 目下新し五カ年計画の詳細な内容を建設省のほうで検討されておるわけでございます。それに見合せて私どものほうも財源措置を考えなければならぬ。具体的に、いろいろ議論はありますけれども、補助金というよりなもので、市町村については現在の道路特定財源の一部をそういう方向、市町村に分けるといふような方向のほうがいいのではないかと、そういうことで私

ども自治省といたしましては考えておるわけでありませう。

○林委員 建設省にお聞きしますが、地方道で新設の要望の出ている道路の延長キロ数はどのくらいですか。——わからなければわからぬでいいです。

○川田説明員 ちよつとただいまのところお答えできませんので、おわびいたします。

○林委員 あなたのはのうのあれを見ますと、九十八万キロのうち八十三万キロが市町村道です。市町村道についてちよつと幹線道路計画のような何か計画があつて、それが漸次改良率を何カ年に改善していくとか、舗装率をもう改善していくとか、そういう計画はあるのですか。

○川田説明員 市町村道の総延長約八十四万キロメートルにつきましては、その路線の実態でありますとか、整備のこまかい状況でありますとか、そういった市町村道の整備長期計画を定めるための基礎的な調査を、四十一年度実施し、四十二年度も引き続き実施中でございます。したがって、いま先生のおっしゃるような長期計画は定まっております。

○林委員 九十三万キロのうちの八十四万キロの市町村道については何の計画もない。それでわずかに〇・二％の高速自動車道路、三％の一級国道についてはあらゆる財源措置をして、ちゃんと計画まで立てて、財政投融資までするということは、これは地域住民に密接につながっている、血であり動脈である道路について、自民党政府の政策がいかに乏しいといわざるを得ないのじゃないでしょうか。どこの国へ行つたつて、市町村道の舗装率三％というのは、少なくとも近代化の国にそんなものはないのじゃないでしょうか。この点真側にひとつ私は考えたいと思ふのです。事故もまたここから国道の倍以上の事故が現に起きています。これは人命尊重の点からいっても放置できない問題なんです。私たちの党としては、こういう地方道に全面的に国の財政資

金を投入して、交通安全の万全を期するという政策を立てていただきますけれども、この問題はえらい時間をとりますので、次の問題に移りたいと思ひます。

地方交付税の一部改正の法律案ですけれども、これは御承知のとおり、昨年、いまま問題になりました特別事業費千二百億、実質的には交付金該当分が九百億、当然交付されるべき交付金に該当するのは九百億円といわれておるのですが、これはいろいろ根拠をさかのぼつて見ますと、これは本来ならば国の正常な財政収入があり、その財政収入に基づいて機動的に地方への交付金がまゐり、地方はそれに基づいていろいろの事業量がまゐつていくわけですね。ところが国のほうは正常な収入で足りないということで、自民党政府の政策として公債を発行するわけですね。そうするとこの公債というものは、これは交付税の対象になる三税の所得の増大でもないわけだし、国のほうは公債の発行でいいかもしれないけれども、しかもその公債発行が地域開発とか公共投資とか社会開発とかいう形で、地方の財政的な負担になる方向に使われるわけですね。ところがそれに見合ひ、裏づけされるものは、国のほうは公債を発行していいかもしれないけれども、地方へ還元されるほうの本来国の財政収入というものは、それだけのものはふえていないわけですから、したがって公債が発行されるたびに地方財政はそのしわ寄せを何とか処置しなければならぬという問題が起きてくるわけですね。これは何年だけの問題ではなくて、こういう基本的な問題というのは、中央の政府が公債を発行している限り毎年毎年問題になるわけですね。これについて自治大臣はどう考えていくつもりですか。去年はとりあへず特別事業債というよりなものでワクをきめた。ことはどうするつもり、今後はどうするつもりですか。

○藤校国務大臣 国が公債政策をとることによつて、中央と地方との財源の配分についてのバランスがくずれられるわけです。したがって、それに

対しては何か新しいめどをつけませんと、なかなかむずかしくなつてくると思ひます。地方制度調査会が例の二三％論をされたのもそういうことだと思ひます。しかし、必ずしも二三％にこだわるというよりも、要するに地方財政の需額の積み上げをやつて、そしてそれに対してどう処置するということと同時に、初めからあらかじめ中央と地方との財源配分のめどをつけて、そして一方ではそういうめどをつけたが、片方では地方財政需額の積み重ねを考へていくということであらうと思ひます。今年度の予算編成にあたりまして、実はそのような気持で、われわれは予算編成をいたした次第でございます。

○林委員 この二三％は、それが望ましい、やはり地方制度調査会ではそうすべきじゃないかというところであつて、あなたはこれを非常に軽く見ていますけれども、やはり国の正常な収入と国債とプラスしたものに對する二三％という数字ですね。これはやはりそれだけのものは交付金としてやるのが望ましいということばで、たしか答申されている。どうでもいいという数字じゃないのです。こうしないと、中央が公債を発行した場合の地方財政との間にアンバランスが出てくるんだという数字だと思ひます。これは、そうすると八千億の公債を発行しましたね。この地方財政へのしわ寄せについては、どう処置されるのですか。

○藤校国務大臣 今年度は、税の伸び、地方交付税の伸び等が相当多いでございます。したがって、それをいふ点も考慮いたしまして、お示しいたしておるような地方財政計画が立てられたというよりなことでございます。しかし、その際におきましても、そういう中央と地方との財源の分けるめどを一面においては私も考へて、そして一方地方財政需額の積み重ね、これを彼ら勘案しながら、予算の編成にあつたわけでありませう。

くてもよくなつたということになっていきますね。ここ十年間の対前年比の、地方税の増収の比率はどのくらいの比率ですか。四十一年度まで十年間の平均を出してください。

○松島政府委員 昭和三十一年度の地方税の収入額は四千四百九十億でございます。昭和四十年では一兆五千四百九十億、十年間に三倍に上つています。

○林委員 平均で、対前年比の地方税の税収入の増収率はどのくらいずつ増加しているのですか。大体一五％でしょう。

○松島政府委員 大体そのくらいになると思ひます。

○林委員 そうすると、これは何％と見ているのですか。

○松島政府委員 たばこ消費税の振りかえを除きますと二〇％であります。

○林委員 自治大臣、そういうわけですね。十年間の平均は、対前年地方税の増収の比率は一五％、これは二〇％と見ているわけですね。異例な増収を見ているわけですね。それで、私のいまの言ひ方は失礼かもしれませんが、それはおわかりだと思ひます。これは十年來になく地方税増収の比率が高い。そしてそれだけ取つてよろしいという根拠はどこにあるのでしょうか。——政治の問題として大臣に聞いているのです。こまかい数字を出されても困ります。大臣答へたがらないので困るのですが、四十一年度の国民所得が新聞発表になりましたが、これは国民総生産は三十四兆九千億で、前年より名目で一四・八％ふえて、世界第四位になった。しかし一人当たりの国民所得は詳しく言うと二十八万四千四百七十七円、これは米国の四分の一になつておる。前年同様南米ベネズエラと同じ、世界二十一、二位だ、こういう数字が出ておるわけですね。ですから四十一年を見ましても、四十一年の後半といふものはいづゆる好景氣、景氣が回復したといわれているわけですね。したがってこれは景氣の過熱を鎮静しなればならないほど、過熱の見通しもあるのだと、

あなた方の政府は言っているわけですが、しかし国民一人当りの国民所得は、世界の二十一、二位、アメリカの一人当りの四分の一というのです。そういうときに地方住民からかつてない異例の地方税の増収をしいという根拠を私はお聞きしたいのです。もしそういう根拠があるならば、これはむしろ地方税の不正、非民主的なあり方をやめて、少なくとも例年並みの増収にとどめて、その分は減税、たとえば所得割りの控除の引き上げをするとか、そういう配慮をしてやるべきではないでしょうか。名目収入がふえたからといって取りやめ、中央の赤字公債発行のしわ寄せは地方住民の増税からやめていく、こういうやり方では、地方住民はその犠牲をしわ寄せされることになるのではないですか。中央の公債発行政策のしわ寄せが、地方住民に増税という形で押し加ふさつてくるのではないですか。

○藤枝国務大臣 本年度の税の見込みは、国の法人税あるいは所得税等の見込みに合わせ、しかも経済見通し等も入れまして、そして現在の地方税法に基づくとこの各税率をかけて出した数字でございまして、別に意図的に本年度非常な増収をするというように考えたわけではございません。

○林委員 意図的にやらなくても、実際は十年間平均増収の増加率は一五%前後だ。ことは二〇%だ。だからあなたは、国のほうがそうなっているのだから地方もそれにならうのだ、こう言っていると思うのです。だからおれの責任ではないのだ。しかし私は自治大臣として考えてもらいたいと思うのです。もし地域住民の立場に立つて考えるならば、あなたは自治大臣だからお聞きしますけれども、名目の収入がふえたからといって、いままで一五%の増加率を二〇%にする。しかし名目収入がふえるということは、これはインフレーションで物価が高くなるのだから、名目的な支出もふえるということでしょう。それを名目収入がふえたからといって——国も地方もそうです。あなたの場合は地方ですけれども、地方税を

増収していくということになれば、これは名目的な支出もふえるのですから、生活に対して大きな重圧になるのじゃないでしょうか。そこをあなたにお聞きしたいのです。それならば、本年度地方税の中で、減税措置として減税された金額、それはどのくらいになるのですか。

○松島政府委員 本年度地方税で減税をいたしましたものは、たばこ消費税の増を除きまして計算をいたしました、六十億余でございますが、なおこのほかに、昨年の所得税法の改正に伴います、給与所得控除の引き上げによります減税分が百四十億ございまして、総計いたしますと、約二百億でございます。

○林委員 二百億程度の減税措置で、ことは三千四百六十五億の増収を見込んでいますわけですね。ですから、わずかな名目的な減税で、実際はその三十倍もするような、自然増という形で増収を見込んでいますわけですね。しかも日本の国民の一人当たりの所得は世界で二十一、二位だといわれているときなんですから、だからそこであなたに考えてもらいたいことは、まず中央が公債発行政策をとって、そして公共投資の事業を拡大していく、そのしわ寄せが地方へ大きくおつかふさつていく。しかし地方へおつかふさつてきたそのしわ寄せは、地方住民の増税だとかあるいは地方債とか、結局地方の財政の大きな犠牲のもとで、中央の公債発行のしわ寄せをしていかなければならぬ、この私は言えると思うのです。そこで二三%という数字も、これを厳格に守ればこれは二三%という数字から、これはなるべく軽く見ようとして、こういうことになると思っています。したがって、いまここで議題になっております昨年の特別事業債のあとと始末の問題にも入りますけれども、これは当然根拠をささなければ、中央政府が公債を発行した。これは財政法でも公債発行しなさいかぬときめてあるのを、あなた方の政府が改正して、公債発行政策に踏み切った。そうして地方財政に大きなしわ寄せがきて、昨年度はこういう異例な措置をし

わ寄せがきたんですから、このあと始末は当然国が見てやるのがあたりまえじゃないでしょうか。私はそう考えているんです。そこで、ことし五十三億というのには利息だけ見てやったということ、これも本年度に限る臨時だということでしょう。どうしてももつとつきり、この問題は国の財政政策から発生している問題であるから、国が全責任を負う、具体的にこうするんだという策がどうして示されないのでしょうか。あなたも、地方自治体に迷惑をかけないように片づけること、あなたがたは非常に美しいことばを使うことが得意ですけれども、問題はことばじゃなくて、具体的な政策が必要なんです。だから地方自治体へ迷惑をかけないということ、本来中央政府が責任を負うべきこの公債発行のしわ寄せが、具体的にはどう処理されるのか。もっと具体的なあなたの見解を聞きたいのです。さらにいえば、たとえば元利の償還を、本年度は幾らと数字も出ておりますから、これは必ず本年度みたいな特別措置でやっていくとか、こういう方向を、あなた責任を持って言えないのでしょうか。その辺をお聞きしたいのです。

○藤枝国務大臣 先ほど細谷さんの御質問にお答えいたしましたように、国の責任で処理するということはそういうことだと思っております。

○林委員 国の責任で処理するというのは、そうすると、これからの数字も出ておりますけれども、特別事業債の元利償還の年次表に出ておる数字を、中央政府の財政的な措置でこれを処理していく、こういうふうに聞いていいのですか。

○藤枝国務大臣 先ほどお答えしたのは、そういう意味だと私は考えております。

○林委員 そうすると、本年度の五十三億は本年度限り、臨時的と書いてありますね。それじゃ来年度は具体的にどう措置するつもりですか。

○藤枝国務大臣 いろいろやりようはあると思いますが、やはり元利補給ということもございまして、うし、ことしのような特別措置でやるということもありましようし、いずれにしましても、国の責

任において処理するというところでございます。

○林委員 交付金なり特別交付金の込みで入れてしまいう、こういう措置は考えていないでしようね。念のために聞いておきます。要するに、この問題の措置はこの問題として確定して、そしてこの特別事業債の償還としてどういう責任をとる、明確に政府の責任を明らかにしていくわけでしょう。ということは、交付金とか特交の中に入ると、地方財政としてはいろいろ使いたいところはたくさんあるのですから、ことに超過負担という問題もあるわけですから、これはこれではっきり政府に責任をとってもらう。それから交付金は交付金で、財政需要がちゃんとあるのですから、そのほうへも回すということにしませんと、地方自治体としては込みでこの中にせまると、地方自治体といたって、どんぶり勘定でやられるというんだとは、はなはだ迷惑だし、政府の責任も明確にならないと思っております。その点はどうか。

○藤枝国務大臣 ただいまお答えいたしましたように、やり方はいろいろあるかと思いますが、ことしでも特別措置をして、それを一般の交付税と一緒に分けるという方法をとっておるわけでありまして、ですから交付税の中に入れちゃいかぬぞというお話はちよつとわからないのですが、おそろく林さんは、一般の交付税が延びた場合にとにかくとだと思っております。政府が責任を持って措置するということは、政府がこの特別事業債の元利の問題につきましても、それを林さんのことばでいえば、確定して、それに対しての処置を考えると、うことだと思っております。

○林委員 そうすると、かりに来年またことしみたいに異例の名目的な収入が増大した、地方税の増収が四十二年度よりもさらに上回ったものがあつた、だから四十一年度の特別事業債の償還についても、この異例な地方税の増収でもうまかなえる、ことしみたいな特別な措置はしないでもいいじゃないか、こういうことはまさか来年度あなたはおっしゃらないでしようね。

○藤枝国務大臣 どういう方法が一番いいかというところ、実はそれがきまらなかったもので、ことしだけ、本年度限り、特別地方財政交付金という形でやったわけでございます。今後は、将来の問題について、先ほども大蔵大臣がお答えしたような趣旨で、その処置を練ってまいりたいと思っております。

○林委員 そういふと、だんだんあなたの言うこともあやしくなってくる。そうすると、来年度地方財政の増収があれば、それも加味して一つの要因になるのだ、だからこの問題は、あくまで明確に政府の責任において処理する、そういうことがだんだんおかしなようになってきて、来年度、異常な地方税の増収がかりにあっては、それも要因として考えて、迷惑をかけないのだ、地方の財政の収入が多かったから、このくらいのもものは出しても迷惑をかけたことにはならぬのじゃないかという言ひのそれをすれば、これは、あなたの言う、国の責任において解決するということは、どっかに吹っ飛んでしまうことになるのです。そういうことは絶対にないことをここで確約ができませんか。ということは、来年度は、中央政府は、さらにまた公債発行が考えられるわけですから、矛盾はますます拡大していく。最初二千七、八百億を臨時に出したのが、昨年度は七千三百億、ことしは八千億、来年度はもっと大きなものが出てくる。しかもこれがほとんど公共投資にされる。それに付随して地方自治体の負担が大きくなる。かりに来年地方財政の収入がふえたとしても、また一方公債の発行もふえていますから、そのしわ寄せを考えれば、来年度の地方財政の増収というものは、中央でことしより多く発行した赤字のしわ寄せを処理するのせいで一ぱいで、四十一年度の特別事業債のあと始末まで、おまえのほうはことしは案外多かったからかわってくれろとやられたんでは、これは地方財政としては非常に迷惑なことです。ですから絶対に地方財政の増収があったからといって、それに依拠して、四十一年度の特別事業債の処理をそれに転嫁するという

ことは絶対いたしません、中央政府の責任において処理しますというところではっきり言えるかどうか、言ってみてください。

○藤枝国務大臣 国の責任で処置するということは、林さんの設例されるようなことにはならないと私考えております。

○林委員 聞き捨てならぬことです。私の言うようなことにならないというところは……

○藤枝国務大臣 交付税でまかなうというようになことは……

○林委員 だから、要するに財源は国の明確な責任で片づけて、地方財政の収入が多かったからそれで処理しろというように処置はしないというわけですか。あなたがちつとも具体的なことを言わぬから、質問もつけないんです。だから四十二年度は、この四十一年度特別事業債についてはこうしますと言え、何もあなたと私でいつまでもこんなことをやっている必要はないんです。あなたが何も言わないから、あてもないんです。来年度のいろいろな議論せざるを得ないんです。来年度の方針をはっきり言ってくればいいんです。

○藤枝国務大臣 四十二年度は御承知のように特別地方財政交付金で処置をいたしました。ただ、これは今年度限りの暫定的な処置というものは、今後の処置について、国の責任でやるその方法がまだ確定しなかつたから今年度限りのことでやったわけですから。来年度からの問題につきましては、先ほど来お答えいたしますように、国の責任で処置をいたしますのでございますから、林さんがいろいろ御心配になるようなことはないと私は考えております。

○龜山委員長 林さん、ひとつ御協力願います。

○林委員 わかりました。それではこれで終わりますが、何かわかつたようなわからないような、ちつとも明確な責任ある答弁がないので、これはいずれ後刻に譲るとして、あなたも自治大臣として、やはり地方財政の健全化のために一その努力をして、たとえば交付税の税率についても一その引き上げのことを考慮されるのか、あるいは大

幅な中央からの財政援助を考えると、あるいは超過負担についてはこれを解消するとか、そういうように、ひとつ地方財政についてもっと真剣な考慮をすることを要求しまして、時間がまいりましたので、私の質問はこれで終わります。また後刻この問題については徹底的に聞きたいと思っております。

○龜山委員長 太田一夫君。

○太田委員 私は二点についてお尋ねをしたいのです。第一は、交通安全対策施設のために必要とする財源問題、それから第二は、特に最近財政困難を伝えられております大都市の財政強化の問題、この二つについてお尋ねをいたします。

最初、交通安全対策の遂行に伴う地方団体の非常に窮乏する財源問題、これを自治省としてどう対処をしておられるのか、これは昭和四十一年の内容を一度詳しく御報告をいたして、あわせて本年度の財源の手当てについて御説明をいただきたいと思っております。

○細野政府委員 交通安全対策につきましては、御承知のように国会で成立をいたしました三十九年計画の法律があるわけであります。それによりまして四十一年度から三十九年間の整備計画を立てて、四十二年度につきましては、その分が約二百六十億、事業費の総額でございます。建設省並びに警察庁所管を合わせまして二百六十億でございます。そのうち地方の負担となりますものが百十五億でございます。したがって、地方財政措置をいたしましては、その分を含め交通安全対策のためのものとしたしまして、四十二年度は百四十五億の財政需要額を計上をいたしております。なお、これは国の計画に基づくものでございまして、地方には地方の単独の事業もいろいろあるかと存じます。その単独の交通安全施設に使われたという事業が、私どもの手元で、いま推算でございまして、四十一年度で見ても、こういふふうに見込まれております。これは私どもの交付税計

算からいきますと、おおむね道路の単独事業費の需要の中でまかなわれておるものと考えてわけでございます。その道路の単独事業費につきまして、四十二年度は前年度に比べてさらに二百三十億増の需要措置をいたしております。したがって、去年程度のことでありますれば、その伸びに応じた分は同じような形で交通安全に回せるのではなからうか、かように考えております。

○太田委員 四十一年度は、あなたのほうに施設整備の初年度分としてお考えになりました交付税の数字はたしか四十八億四千万ということでしたね。そんなふうに私聞いておったと思うのですが、昨年度単独事業として九十億ほどあったというお話をしますが、その九十億というのがほとんど道路費なんです。土木費であつたと思うのです。そうなりますと、四十一年度は初年度ですからテンポがちよつと鈍かつたわけですね。四十二年度は二分の一であつて、非常にテンポが大きくなつてきておりますし、また大幅な伸び——伸びがないとかえって国民の期待には沿ひがたいものになりますから、相当しりをたたかなければならぬことだと思ふのです。そうすると、地方におけるところの指定道路の施設の整備のためには、地方は二分の一の負担でございますが、この二分の一の負担というのが多いという声が非常に多いのです。二分の一も負担させられてはたまらない。せめて三分の二ぐらい国庫の負担にして建設省から出してもらえないうらうか、こういう声が非常に強いわけですから。それを今年度も二分の一でやっておるわけですから、地方としてはたいへんなわけですね。国庫補助二分の一、そうしてまた地方負担が二分の一、それに、それだけではまだ事足りるような状態ではないのです。ですから市町村道などには単独事業として相当やらなければなりません。そうすると、いまのお話の交付税法上の措置はあるということでありましかれども、財源が十分あるなどという市町村があるわけはないですから、おそらく手がつかない状態になるのではないかと思ふので

なことでは間に合わないんじゃないか。これは警察庁関係ですが、信号機だけではなくて、跨道橋あるいは歩道等の諸施設も全部交通安全施設に関

は細郷さんおっしゃった。それはいいでしょう。けれども単独事業として市町村がやりたい、あるいは都道府県がやりたいというものに対して財源

す。

○太田委員　だからぼくは財政上の立場で聞いて

総理府でどこをどうするこうするといふ個所を選
定するとおつしやつておるのに、あなたのほうは、
交付税は一応見である、交付税の措置はこれだ

け繰り込んである、それは総理府の現在作業中の対象の数量と見合つたものが見てあるというのですが、あなたの交付税に合うようなものしか向こうが決定しないなんという事になったのか向こうだと思ふのです。どういふ内容を総理府の対策本部のほうで定めようとおるか、あなたのほうは何かそれに対応する用意があるのですか。

○細野政府委員 先ほど来申し上げておりますように、今回の交付税その他に措置をされておりますものは、すでに定められております三カ年計画の二年度分、これに対応する財源措置をいたしておるわけでありまして、しかし最近の交通状態にかんがみまして、さらにそれに加えて、またその重点として、緊急に措置すべきものに対する対策を急ぎ至急に練っておるわけでありまして、したがって、その分につきましてはその対策に対応する財政措置が当然必要でございまして、それについては、その対策をいままゝ急立てしておりますから、その樹立の際にあわせて私どものほうの対策も立ててまいりたい、そういう際にはいろいろと御意見のあつた点も十分考慮をしております、かように申し上げておるわけでありまして。

○太田委員 それは大臣、こういうふうに理解していいですか。たとえ総理府の交通対策本部において考えられておる諸施設の強化方針、これがきまりましたときには、その所要の財源は何か地方自治体の負担にかけない方法でめんどろを見るというつもりである、こういうことですか。

○藤枝国務大臣 これは地方が負担しなければならぬものもありますから、その分については地方が出さなければならぬけれども、その財源措置はいまお話しした起債で見るとか、その他いろいろ考えていかなければならぬということでございます。

○太田委員 そうすると、いまの道路安全施設の緊急措置法による指定道路というものは、これはきまつております。きまつておまして、そのところだけはいろいろと計画されておりますけれども、

も、一般の府県道並びに市町村道、いわゆる総括いたしまして地方道に對しましては、それが非常に薄くなつておるわけですね。ところが実際上あふないのは、先ほどもお話がありました、そういう主要地方道からちょっとはずれたところの地方道あるいは国道に接続する地方道にあるわけですね。そういうところにも安全施設を早急に整備しなければならぬ。どこにどういふようにというところは、そちらでおやりください。だかから安心させていたきたい。今日のこの交付税法というものの審議は最終段階ですから、私は地方自治団体に安心感を与えてほしい。それは緊急要請をされておるところの安全施設に對しては、財源は少なくとも最低限度起債で見ますよ、こういうかまゝがあるということならば地方は安心します。ところが、それはわからない、いまのあなたたちのきまつた既定の財源の中でやりくりしないでは、ほかの仕事が圧迫をされます。だからその辺のところは、あなたたちの腹の底をもうちょっと明らかにしてもらつたらいいのじゃないか。財源の問題です。実はい玉手箱があるのだ、それを待つておつていたきたい、そうすれば地方団体に迷惑をかけないでほしいものがあるのだとおっしゃるなら、私はもう少し先に延ばしてもいい。

○藤枝国務大臣 そういふものについて、これは検討の結果ですからわかりませんけれども、たとえば、あるいは国の補助をもつとふやうな方法もあるとございます。あるいは地方債で見るといふようなこともございますから、とにかくそういうことが支障なく行なわれるような方法を考えますと申し上げます。

○太田委員 支障なく行なわれるという対象には、地方自治体の単独事業も含まれますね。

○藤枝国務大臣 そうおとりいだいてけつこうでございます。

○太田委員 実は大阪へ行きますと、大阪の横断歩道というのはゼブラ模様が書いてないのです。向こ

りにも二本線が引いてある。そうすると四本引いてあるわけですが、四本引いてあると、どこの横断歩道からよつとわからない。これが離れておればいいのですけれども、四本が離れてない。まん中はよろうということでもん中の広いところを通過して、うば車を押していく方を発見しましたよ。なぜゼブラ模様が書かないのですかと聞いたならば、五十万円かかります。その五十万円の予算が出ません、ですから信号機のあるところは信号に従うのであるから、横断歩道の外側だけ表示しておけばいいでしょう、中の白いゼブラ模様は節約してあります。安全思想もこまめにとみみち過ぎて、りっぱと申しますか何と申しますか、驚きました。そういうことでございまして、安全施設の費用というものは、にわかに焦点を浴びておるだけに非常にお金がかかるわけですね。それに対して、いまあなたのおっしゃるように迷惑はかけない、迷惑をかけずに必ず起債なりその他補助率の引き上げ等によつてまかないますとおっしゃつてくださるならば、これは急速に進むものと思ひます。これは藤枝自治大臣としても交通対策本部のメンバーとして、ひとつ大いにがんばつていただきたいと思います。

それから、これは踏切除却などにつきまして、大田国鉄あたりはずいぶん負担金を出していただくのですが、当該市町村が出しますのが大体四分の一、二割から二割五分ぐらいのものを負担しなければならぬわけですね。ですから大都市にまゐりますと、二億前後のお金が一つの踏切を除却するのにかかるのです。こんなに要りますとかなにかたいへんで、こつと一つ来年一つというふうにして、テンポがふくまるわけですね。これをひとつ大いに、この財源措置等についても見落としのないようにしていただきたいと思います。南海電鉄の事故のありましたのは泉南町でございまして、あそこも分担の問題でもめて、道路は立体交差に指定をされたけれども、それができない。話がまとまらない。要はお金でしよう。お金の問題でできない、まとまらないから、立体交差の計画は立たない。そのために交通制限をしておりますけれども、これはいつまでも交通制限で日を送る対象ではないわけですね。そういう点で、ひとつ交通安全対策に對しての予算の裏づけについて、思い切つた決意をしていただきたいと思います。

建設省の道路総務課長さんがいらつしやいますので、この際ちょっとお尋ねしておきたいのでありますが、今度の道路整備五カ年計画、これは六兆六千億ですか、非常な予算でございまして、それから交通安全施設等の整備に關する緊急措置法の三カ年予算というのが、約六百億なんですね。ところが六百億というのはあまりにも少ないとわれわれは考えまして、いろいろ各方面の所要の予算というものを集計してみますと、大体十倍ぐらい要るような感じがする。五千億ぐらい要るような感じになつたのでありますが、建設省のほうにおきましては、緊急三カ年計画六百億、これで何とかまかなえる、あるいはこれでいいじやうぶだといふような確信がございまして、よろうか、もしおわかりでしたらお答えいただきたいと思います。

○川田説明員 交通安全施設三カ年計画の建設省所管分五百六十億円につきましては、昭和四十二年度の進捗をいれて考えますと六三〇〇となつております。事業費といたしまして約三百五十一億円になるわけでございますが、現在交通事故の発生状況を見ますと、必ずしもまだそれをもつて十分とは言いがたい状況でございまして、しかも四十三年度になりますと、四十二年よりも、いまの三カ年計画の残でまゐりますと減るといふことになるわけでございますが、そのようなことで事態に對処しきれないのではないかと、いろいろ考へまして、目下具体策につきまして詳細な資料をとりながら前向きで計画を再検討しよう、こういうことになっております。

○太田委員 したがって、建設省のお考え方いたしましたし、緊急整備三カ年計画を再検討いたしまして、第二次三カ年計画というふうなものに改定してみなければならぬ、発展的にさらにこ

れを拡大しなければならぬという御意見なんですね。

○川田説明員 調査の結果でございますが、おそらくそういう見通しになると思っております。

○太田委員 もう一つ道路局のお考え方を承りたいのでありますが、三カ年計画が大体予定どおり進捗いたしましたものとしまして、三年目には交通事故はどれくらい減ると目算を立てていらっしゃるか。これは減る率ですね。どれくらい減るか。

○川田説明員 現在の三カ年計画をつくるに際しまして、警察庁当局と双方調査の結果では、交通事故の発生すべきものが二割は防止できる、こういうことでございます。

○太田委員 主計局いらつしやいせんね。まあ金を出すのが大蔵省だから、主計局にこの際ちよつと聞いておきたいと思つたのだが、大臣いらつしやるから、大臣ひとつ御答弁いただけませんか。いまのように三カ年計画、緊急措置法によるその効果というものは、三年目において二〇%の減になると言ふ。私も大体、欲目で見ても、そんなものだと思うのです。へたするとふえるのですよ。こう思うのですが、ふえるということとはまさかないでしよから、減ると見て、一〇%ないし二〇%だと考えるならば、この交通安全施設の緊急措置というものは、この整備は少なくとも三年で終わるものではない。これは、道路計画と一緒に、一次、二次、三次、四次、五次というところまで行くんじゃないかという気がします。ある程度半永久的になりそうですね。さらに、三年度の予算額は非常に減りますから、これを強化すると同時に、来年度は一べん抜本的に改めまして、法律そのものの内容を改めて、さらに拡大するといふようなことになるのではなからうかと想像されますが、御所見はどうですか。

○藤枝国務大臣 まさにそのとおりだと思ひます。さらに道路もふえますし、車も多くなるわけでございますから、この三カ年ですべてが終わるというふうな問題ではないと思ひます。むしろ、さらに金額もふやし、事業量もふやしていかなければならぬ傾向であらうと思ひます。したがひまして、これに対する財政的な措置も考えていかなければならぬと思ひます。

○太田委員 そうだと思ひます。四十二年度について間に合わないと思ひますから、何でもかんでも急ぐものは急がせて、財源の裏づけを自治省としては見る、こういうことで私はまかなつていくよりしよがないと思ひます。来年度は、そんなわずかな事業費でもつて乗り切らうとするような事態ではありせんから、ひとつ建設省におきましてでも思ひ切つた対策を講じていただきたい。そのためには、いま大臣がおつしやつたように、三カ年計画の延長問題、第二次三カ年計画の策定というところにつながるであらうということを期待しておきます。

それから、主計局いらつしやいせんから、これは大臣からお話しておいてください、お金のほうのこと。あとは大都市問題でございますが、これを一点だけお尋ねしておきます。大都市問題の議論はしばしば行ないましたが、どうも大都市に対する財源というものが与えられない。先回の参考人の御意見の中でも、ずいぶん道路財源の不足ということが言われておつたのでありますが、いまでは、大都市の土木費というものは四〇%を占めて、半分近くにならうとしてゐるような勢いにあるわけですね。しかも、それでも十分なんですよ。というところになれば、道路目的財源というものをもう少し考え直してみよう必要があるということですね。これは調査会の御答申などを聞くまでもなく、だれでもそう思ふことですが、具体的にはどういふ方法をいま考えておられるのか。これは、大臣でもだれでもいいですから、お答えいただけますか。

○細野政府委員 道路目的財源の市町村への移譲というところをこつとも考え、二十五億というところで終わりましたが、引き続き、五カ年計画改定を機会に、その改定の方で進みたいと考えております。

○太田委員 二十五億の問題もさることながら、大都市、特に指定市などにおいてはもうどうにもならぬのじゃありませんか。そこで、私は指定市というものは、これは府県と同列にものを見る必要もあらうと思ひます。だから、指定市の中から出てくるところの府県税というものを、府県税はこれを幾分か市に与えていく、そんなようなことも必要じゃないかと思ひますが、それは府県と市が引つ張り合つていくというふうなみみづちいことではいけませんから、新しい財源を考えていただきたい。それにしても、道路財源としては道路譲与税の問題がありますが、ひとつガソリンにかける税金を一本化して一べんミックスして、それを、どれくらい割合で中央と地方に分けるかという、こういう点を、ひとつこの際明らかにしていただく必要があるような気がしますが、お考えはありますか。

○細野政府委員 従来から国と地方の道路目的財源の配分については、私も地方にもつとふやせという線ですつとやつてまいつたのであります。特に最近市町村道を充実しなければならぬという問題が非常に出てまいりましたので、さらにその方向でやりたい、かように考えておるわけでございます。

○太田委員 大臣、どうですか、ガソリン税です、二万四千七百円といたしまして、それを半々にするとどういふふうな考え方、国の取り分がその五割、残り半分は地方だ、こういうふうにしなして、譲与税が非常に大幅にふえるわけでございますが、そういうことにしてもしてみたらどうだろうか。大体国道の整備というものは終わつておるじゃないですか。それをいつまでも大蔵省がガソリン税を一キロリットル二万四千三百円ですか、ちよつと持ち過ぎるような、欲が深いような気がしません。主計官がいらつしやつたやうですけれども、主計官の考え方としては、渡したくないというのには人情の自然だらうと思ひますが、自治省のほうから見れば、半分くらいほしいのです。ミックスして半々、これはいい線だと思ひます。

が、どうですか。

○細野政府委員 御承知のように、先般の行政調査会の答申でも、道路の特定財源の事業費に対する割合は同じくらいにしろ、こういう意味の答申が出ておるわけですね。現在の税率その他でこれを大まかに見てみますと、税率で三千円分くらいを国の分から地方へ移すと大体同じくらいになるというふうなことから、そういう答申が出ておるわけですね。したがひまして、いまおつしやるようにガソリン税の配分ということも一つの考えでございます。目的財源全体として、そういうのをやはり一つのめどにするべきではなからうか。本年度もそういう意味で千円分についての移譲を主張したような次第でございます。

○太田委員 自治省の考え方には、ある程度地方団体に対する味方の気持ちがあるのですね。大蔵省のほうになると、何か少し意地の悪いようなところがある。たとえばききょうも、先ほどわが党の細谷委員の質問にいろいろとお答えなさつた大蔵大臣の考え方と藤枝大臣の考え方が一致しておつて、りっぱだと思ひますが、地方住民税の非課税最低限を幾らにするかという問題は、藤枝さんが一番はつきりおつしやることですね。あなたが言へばいいと思ひます。大蔵大臣は何も、幾らにするつもりでございますか。大蔵大臣は何も、幾らにするつもりでございますか。大蔵省といふのは、おつしやればいいと思ひます。大蔵省といふのは、とかく金を握つておるから、強情なおやじが子供たちに対して何か強情ぶりを発揮するやうなもので、なかなか聞き分けの悪い点がある。だから道路財源なんか半々でいいんですよ。私は地方に半分くらいやらなければならぬと思ひます。これはぜひひとつ自治省としてがんばつてもらひなければ、自治省の存在価値なし。自治団体は自治なんだからかつてにやれといふことになりません。自治宣言、独立宣言をしてもいいんじゃないかと思ひます。自治省は、ほんとうに自治省の本来的存在価値を示されるようにお願いしたい。秋吉さん、せつかくおいでいただきました。

で、お尋ねしますが、さつきあなたにお尋ねしよ
うと思っておりましたが、道路の安全施設の整備
三カ年計画というのは、緊急三カ年計画が二年度
に入りましたが、三年度が事業ワークがあの当初予
算では非常に減るといふ見通しでありましたので、
さらに来年度以降これはあらためてつくり直さな
ければならぬというので、それからもう一つは、第
五次五カ年道路計画六兆六千、地方負担もいろいろ
たいへんと思うのです。それで財政的に指定道
路をあまり局限しないこと、なるべく多くの道路
を指定して、そして補助率は二分の一でなくて
三分の二にする。道路安全施設ですね。そのくら
いのことをしなせんと、二分の一というのは地方
団体が半分負担するということでしょう。だから
三分の二に引き上げるべきだといふ意見が非常に
世論化しておりますが、お考えはいかがなもの
か、大蔵省を代表して、この際一言お答えして
おいていただきたいと思います。

○秋吉説明員 せっかく大蔵省を代表してとい
うことでございますが、私ははなはだ失礼でござ
います、代表する立場にございせんので、私が
承知いたしております点をお答えさせていただきます
たいと思います。

道路整備の安全緊急の三カ年計画の変更の問題
については、これはやはり社会情勢を見つつ弾力
的に検討していくべきではないかと思ひます。

それから補助率の問題につきましても、これは
全体の補助率の体系ともならみ合わせつつ検討し
なければならぬ問題ではございまして、しかし
し、これは御承知のように、道路交通法の一部を
改正いたしまして、反則金に見合う金を交通安全
対策特別交付金として交付するといふようなこと
もございまして、それとの一連の関連をも考慮し
つつ、今後検討すべきことかと思ひます。

さらに道路特定財源の問題でございまして、こ
れは建設省が公式に言っているかどうかが、私がこ
こで申し上げるのはあれかと思ひますが、やはり
特定財源は、パー、パーにするという議論はありま
す。しかしながら、一方、現在道路整備緊急措置

法で補助率が非常に高くなっているのは、やはり
そういう面もあるのじゃないかという意見もござ
います。そういう面もあるのじゃないかという意見も
ございます。要は、投資可能資金量がうまく道路整備
計画の再編にマッチできる体制にあるかどうかと
いう問題でございまして、今後道路整備五カ年計画
の改正の策定の際に、そういういろいろな問題
を含めまして、十分検討させていただきたいと思
ひます。

○太田委員 きよりは秋吉さん、非常に楽な気持
ちで御答弁いただいたほうがいいと思うのです
ね。むずかしい気持ちで御答弁いただくという
内容は誤解されるから、楽な気持ちで……。道路
は拡張しなければならぬ、改善しなければなら
ない、安全施設も整備強化しなければならぬ、
その財源は当然見なければならぬ、これはあた
りまえな話ですね。ですから、大蔵省としてや
かくのことは申しません、地方の窮状、よくわか
る、実情、よくわかる——地方財政に対する配慮
が非常に少ないのがこの委員会の一番遺憾とする
ところでございますから、そういう点について、
新時代に即応する新しい大蔵省の行方として、
自治省の言いましたところのいろいろな問題につ
いては、二十五億の道路財源だなどというよう
な切なことをおっしゃらないで、ひとつ大幅に思
い切った理解をお示しくださいと希望して
おきます。

それから、大臣、一言だけ最後に、地方の大都
市の財源問題ですね、これは何といつても急を要
する問題だと思ひます。毎年毎年附帯決議を繰
り返してきておるでしょう。記録によれば、毎年
附帯決議を繰り返して、一向に強化されないで
はたらかしくなっておるわけですが、すみやか
に大都市財源の強化の問題については結論を出す
というところに踏み切っていただきたいと思ひま
す。お考え、いかがでありますか。

○藤枝国務大臣 確かに御指摘のように、大都市
の住民の需要と申しますか、要望と申しますか、

そういうものは非常に大きくなっておるわけでご
ざいます。それに対応する財源が必ずしも十分
でないことは、これはもう明白なところでござ
います。どういふ形でその財源を配分するかとい
うことは、いろいろ考究を要するものがあると思
ひますが、いずれにしても、そういう大都市の
需要を満たすような財源措置は考えていかなけれ
ばならないと思ひます。

○太田委員 終わります。

○山田委員 次は、安井吉典君。

○安井委員 地方財政の一般的な問題につきま
してきょうまでずっと議論が続いてきたわけであ
りますが、地方公営企業の分野についての質疑があ
まりなかったから、私、その面に重点を
しぼりまして若干お尋ねをいたしたいと思ひわけ
です。

地方財政の全体的な議論の中では、普通会計の
分野だけを議論しては、十分問題点に到達し
ないわけでありまして、今度の地方交付税の改正
や、あるいはまた地方財政計画の中でも、特別会
計への繰り出しの問題について触れております
し、あるいはまた地方債の問題についても地方
公営企業の分野に対するいろいろな配慮が昭和四
十二年度においても施されていることは、すでに
お話を受けたとおりであります。地方公営企業の
普通会計に対する位置づけであります、この間
にいただきました政府の地方財政白書でも、普通会
計の約二五％規模ぐらゐに昭和四十年はなつて
いるのであります。その比率は大都市ほど高く
なつて、特に東京都などはいわゆる普通会計の規
模よりも特別会計の規模の合計額のほうがずっと
上回っておるというのが実態ではないかと思ひま
す。こういう実態を踏まえての地方財政全
体に対する配慮といふものが必要ではないかとわ
れわれ思ひます。その点につきましても
大臣の御理解をひとつ伺っておきたいと思ひま
す。

○藤枝国務大臣 御指摘のように、地方公営企業
が持つ地方財政の中のウェイトと申しますか、こ

れは特に大都市においては相当重いわけござ
います。したがって、地方公営企業の健全な運営と
いふものが期せられなければ、地方自治体自体の
健全な運営に相当の影響があるといふふうに考
えておりました、公営企業についてのいろいろな処
置をやっておるわけでございます。

○安井委員 昭和四十二年の地方公営企業の財
政規模といふような面については、自治省はどう
いうふうに発表されておりますか。

○鎌田説明員 昭和四十年の地方公営企業の決
算状況について、財政状況を見ますと、法適用企
業におきまして、すでに九百七十一億の不良債務
額をかかえておるわけでございます。

○安井委員 いや、私が伺っているのは、昭和四
十二年の地方公営企業の全体的な財政規模、経
営規模といふことが、そういうようなものにつ
いて押えた形で、地方公営企業の全体に対する指導
をなさつていらつしやるかどうかということ
です。

○鎌田説明員 ちょっと私、御質問の趣旨を取り
違えておたつたわけでございますが、公営企業の規
模を押えて指導をしておるかという点につきま
して、どういふふうにお答えすればいいのかわ
かりません、理解できないのでございまして、公営企業の
財政の規模、それから普通会計の規模、こうい
うもの大きな比較、こういふことになりま
す、公営企業会計は普通会計に對しまして四分
の一のウェイトを持つておる、決算規模におきま
して二五％、こういう規模を持つておるわけござ
いますし、職員数の規模におきましても三割に近
い規模を持つておる、こういう理解をもつて公
営企業に対する行政指導に当たつておるわけござ
います。

○安井委員 私が伺っているのは、四十年の
のは、この決算状況は財政白書にはつきり出て
います、四十二年度についての見通しを持つてお
られるかどうかということですが、あるいは経営収支に
ことごとございまして、規模についての見通しとい
うことごとございまして、あるいは経営収支に

ついでの見直しということをごさいますようか。
経営収支についての見直しということをごさいますと、昭和四十一年度の決算状況自身がぼつぼつ明らかになっておるわけですが、それを前提に置いて赤字の規模というものを想定しながら指導しておる、こういうことを申し上げたいのであります。

○安井委員 四十一年度です。四十一年度における地方公営企業の繰越財政規模という一応の見直しを持って四十一年度はスタートしてなかったと思ふのです。これは毎年ないのです。私もゆーべ一応調べものをしながらふとその点に気がついたわけですね。だから非常に意地の悪いような質問になったかもしれません。これは四十二年度はおそらくないと思ふのです。いままでの地方財政の全体に対する取り組みは、自治省も一般会計、普通会計を中心にしての取り組みであったと思ふのです。だから地方財政計画はいただくが、その中にあるのは一般会計の分だけ出たわけですが、ただ特別会計に対してこれだけ繰り出すのだというのにつけたりのように出てはおります。決算の段階になりましたら、一般会計のもの、これはもう詳しく報告されるわけですね。それから特別会計の分もここに詳しい分析が載っております。ところがスタートの段階の基準になるところの計画といいますが、そういうようなものについては一般会計しかないわけですね。特別会計については少しもいままでないわけですね。また、この地方行政委員会に私もずいぶん長くいるのですけれども、質問したこともありませんでした。その点どうもこちらから質問しないのですから、質問しないからといって政府のほうも御準備になつてなかったのかもしれません。それからまた法律の上でも、地方財政法は一般会計から各特別会計を全部カバーする法体系になつてゐるわけですね。それからまたその地方財政法の三十条の二ですか、地方財政白書発行の義務が政府にあるわけ、それによつての内容も決算段階では両方知らされてゐるわけ

す。両方知られるという形でなされております。ところがこの昭和四十二年度地方団体の歳入歳出総額の見込み調べというものは、これはたしか地方交付税法第七条の規定によると思ひましたで、これには歳入歳出総額の見込み額ということ、一般会計ともそれから特別会計とも別に書いてありませんから、一般の理解としてはこれは一般会計だけだということですよ。いままで来てゐるわけですね。だから地方公営企業の、こし一年はどうかという情眼は年度当初になされないうちにスタートしてしまつてゐるというのが、いままでの姿ではないかと思ひます。ところが一方政府は、一般会計に対するいろいろな補助金は、その行く先を追跡するためにこの見込み額調べあるいは地方財政計画というもので国会に出されてゐるわけですが、特別会計のほうにお出しになつたものは、これについての資料は、出たほうはあるけれども、受けるほうの資料がないわけですね。それからまた地方債計画についても、これだけのものは要するのだと言われるが、しかしその基礎になるものの資料が、水道なりあるいは交通なりその他に対してどういうふうになるかという計画が私はなかつたやうな気がするわけですね。もつとも、そういうふうな当初計画を自治省につくつていただくように強くお願いしたら、それを種にして自治体のほうをぎゅうぎゅう痛めつけたらするとこれはまた困るのですが、しかし何かこし一年の地方公営企業がどうなるのかという一般的な諸情勢がわかるやうな資料は、私は国会の審議の中にあつてもよろしいのじゃないかというふうな気もするのですが、その点どうでしょう。

○鎌田説明員 愚鈍でございまして、ただいま初めて御質問の趣旨が了解できたやうな次第でございまして、まことに申しわけないと思つておる次第でございまして。ただ、この地方公営企業につきまして当該年度の見直しをあらかじめ立ててゐること、これは確かに私に必要だと思つてゐるわけですが、地方財政計画の場合と同じやうな角

度で地方公営企業のいわば収支見直しといふますか、そういうものを立てるといふことになりまして、一つはその実益と申しますか、財政計画の場合でございまして、それに伴つてその年の地方財政の収支の標準的な規模におきます状況がわかり、それに伴つて財源措置がなされていく、こいういふ過程がとれるわけでございますけれども、公営企業の場合には、やはり一般の企業会計の場合と同様にやはり決算中心ということに重きが置かれ、またそういう形で経営に対する反省といふものがなされていくという、われわれのいままでの考え方であつたわけでございます。これはそのういう当年度の当初の会計を立てるといふことの必要性和、実益という点につきましてはもう少し検討させていただきたいというふうに考へるわけでございます。

○安井委員 私いまここで結論を出していただくつもりはないわけですが、国の予算の中でも普通会計の予算と各特別会計それぞれ予算、それから企業会計の予算、三公社五現業、予算、それから企業会計の予算、予算委員会の論議にうけたやうなものを一括、予算委員会の論議に付されるわけですね。その資料として、地方公共団体のほうの一般会計の分は資料が出てくるわけですね。特別会計のものが出てこないという、パランスがくずれるといふのです。ただ国の企業と地方企業とはだいぶ様子が違うわけですね、しかも法適用企業から法適用外の企業もある。非常に千差万別であります。だからどこを焦点にして押さえたらいいかというところ、これも非常に問題があると思ひます。そうしてまた普通会計の場合であります。それから基準財政収入とか基準財政需要とか、そういうやうなものがあるやうなわけですが、企業の場合にはこれはなかなかめんどうです。そういうふうないろいろな問題がからんでまいりますから、私はここでよく、こしを含めて、将来そういうものを出せとか、出さなくてもいいとか、そういうやうなことをお答えをいただくつもりはありませんし、私も私どももなりにこの

問題についてと検討してみたいと思ふのであります。ひとつ自治省においても、これはひとつ宿題にしておきたいと思ひますから、御検討おきを願ひたいと思ひます。

次に、一般会計からの繰り入れの点につきましては、地方財政計画の中では、四十一年度よりも百二十八億四千万の五百五十一億円というふうな計上になつてゐるやうであります。これがどういふ形で歳出に見込まれてゐるわけですか。それからまた交付税にはどういふ形で算定されてゐるか、その点を伺ひます。

○細野政府委員 対前年比で百二十八億、中身はいわゆる一般の繰り出し金と出資金とに分かれておりますが、百二十八億の増の措置をいたしております。そのうち繰り出し金に当たります部分は財政計画上の一般行政経費の中、それから出資金に相当する分は投資的経費の中にそれぞれ計上いたしております。なお、その交付税の需要算定上の措置といたしましては、水道事業に對し繰り出し金、それから病院事業におきます看護婦養成所に要する経費についての需要をそれぞれ対前年に比して増をいたしております。具体的に申しますと、水道につきましては十億六千二百万円、それから看護婦養成に對しましては一億四千万というのをそれぞれ対前年増として需要に見込んでおります。

○安井委員 それ以外の増は何ですか。

○細野政府委員 それ以外には、御承知のように公営企業が各事業を通じて全府県、全市町村に普遍的でございせん。交通にいたしましては、ほとんど府県は少なく、市町村は全部でないといたつたやうな関係もございまして、それら以外につきましますものは、財政計画上の処置としましてはそれぞれ負担区分の政令に沿つた見込み額を計上いたしておるわけでありまして。

○安井委員 負担区分に關する政令がこし二月八日に出たわけですね。これは私も選挙中ですし、国会がない時期ですから十分目を通さないうちにだしてしまつて、それによつて地方財政計

しては四十二年度予算の内容にそれを盛り込みまして御審議願うたわけでございますが、この内容を一口に申しますと、地下鉄事業というの、御存じのとおり建設にいく大なる経費を必要といたします。したがって、これに要する資本費というものは非常に大きくございまして、企業の運営上当初は非常に膨大な赤字が山積をなしている状態というものは、しばらくの間は償却をなし得ないことはもちろん、償却前においても非常な赤字が増大する。このように償却前においても非常な赤字が増大するといふような状態におきましては、企業はいわば利子を払うためにさらに借金をしなければならぬといふようなことになりまして、企業の経営状況というものは極端に悪化をするといふことが予想されるので、本年度の予算におきましては、その点にかなりかみまして、おむね償却前赤字というのを見合うといふ点をとつてのめどをいたしまして、そういうことによつたところの計算をした補助金というものを計上いたしたわけでございまして、その額としては十八億四千五百円でございまして、ただ、この補助金に對しましては、来年以降も続けて行なうといふようなことにならうと思ひます。これによりまして、地下鉄建設というものが、今後相当促進をされることを期待しておるわけでござい

ます。

○安井委員 補助率一〇・五%ですか、補助の補助率やあるいは補助のしかたにおいて、ずいぶんややこしいし、地下鉄の現状から言つて、いま償却費をカバーするのだといふことでありますけれども、そういうふうな目的にしては少し内容がお粗末過ぎやしないかといふふうな気がするわけですね。現在でも地下鉄は、たしかメーター当たり三百万円くらい建設費がかかつて、利子だけでも二十万円くらいかかっているやうですね。ところが収入は、東京都営なんかの場合でいうと、メーター当たりすると七万円くらい、利子だけで二十万円も払つてメーター当たりの収入が七万円くら

いでは、これは合わないのはあたりまえなわけですね。そういうふうな意味で、私ももう少し実のある地下鉄に対するバックアップ措置が必要ではないかといふことを主張いたしていただけたらと思います。自治省のほうのものは切られて、運輸省のものだけが生き残つたといふことよりでありますけれども、少し政府の考え方が、内容が不十分ではないか、こう思ふのですが、その補助率の問題や補助対象の問題、そういう点についてもう少しお聞かせ願ひたい。

○山口説明員 今回の地下鉄の事業でございまして、現在地下鉄を建設し、運営している事業は、東京都、名古屋、大阪市のほかに帝都高速度交通営団、この四者が建設、運営をやっております。それで、地下鉄に対する収支並びに経営状況は、先ほど申しましたやうな特別の事情がございまして、特にいまも先生御指摘のやうに、多い場合はキロ当たり五十億圓ぐらゐの建設費がかかるという場合もございまして、したがって、それによりまして、その資本費といふものは非常に大きなものがございます。したがって、当初は収入をもつては通常の経費と、それから利子だけを払ふことができないやうな状態にございまして、もちろん減価償却もできないといふことでございまして、そのやうな状態におきましては、企業としてはますます悪化をしていくといふことになりまして、

そこで、私もどういふ状態を何とかカバーするためにはどうしたらよいのか、いろいろ都市交通審議会の場においても試算をいたしたのでございしますが、結局、これは各地下鉄線の事情によつても違ひます。建設費につきましても、五十億のものあれば三十億のものもある。あるいは、その通る路線のお客の密度合ひといふものもございまして、さらにこれを運営いたしますところの各企業体の経営の内容、人件費等も違ひますし、そういった経営の内容等も違ひますので、そこで一つのモデル的な線を選びまして、そのモデル的な線において、その建設費並びにこれに要するところ

の利子あるいは運営費といふものを算定をいたしまして、そういう算定の上に立ちまして一応償却前赤字といふものをカバーできるだけのものをやりますれば、非常に長期的に見れば何とかやってくる、短期的には非常に苦しいのでございまして、長期的に見れば何とかやってくるといふやうなところになるのではないかといいことで算定をいたしましたのが今年度の予算に計上いたしました額でございまして、これにつきましては、いろいろと御議論もあらうと思ひますので、今後とも十分に検討をいたしまして、地下鉄建設が促進できるやうに措置してまいりたい、このやうに考えております。

○安井委員 どうもいまの御答弁ではあまりきちつとしたお答えにならぬと思ひます。一キロ当たり五十億の建設費がかかるといふやうなところにおつたが、この十八億四千五百万円を何キロに補助されるのですか。

○山口説明員 お答え申し上げます。ただいま申しました一キロ当たり五十億圓といふのは、一つのモデル線をとつて計算をしたわけでございますが、これによりまして利子が幾らかかり、それから減価償却費が幾らかかり、そして、この線が開業いたしました場合に運賃収入がどのくらいあがり、この運営をいたします場合の人件費は幾らか、修繕費は幾らかといふやうな各種の計算をいたします。そういういたしました、各年度の収支状況、収支じりといふものを見てもみますと、当初は償却前の赤字といふものが非常に出てまいります。これが約五年ぐらゐ償却前赤字が出てまいりまして、それが五年過ぎまして少しずつ事態が回復をしてまいりまして、非常に長期をとつてみますれば、償却前の赤字がなくなり、そして償却がある程度なし得るけれども、依然として赤字だ。さらに長期をとつてみますと、償却もなし得る、こういう状態になるわけでございます。その場合に、その償却前の赤字といふものは、これは利子が利子を生むという形でござ

いますので、これを放置しておくならば当該事業といふものは、悪化によりまして運営できなくなるわけでございますので、償却前赤字に相当するものを補助いたしまして、そして運営をしたといふのが十八億四千五百万円でございます。この十八億四千五百万円は、いまのやうなモデル計算を一応の基礎といたしまして、各事業体の前年度の建設費を基準といたしまして、それに対する補助をいたします。その分が十八億四千五百円でございます。

○安井委員 どうも何を対象にして十八億四千五百万円をばらまこうとしておるのか、私の質問にちつともお答えになつていないのです。対象はどれなんです。何を対象にしてこれだけを出そうと御計画なんですか。

○山口説明員 申し上げます。ただいま申しました工事費といふものを基準として申し上げましたが、昨年度の各事業体におきます工事費といふものを基準といたしまして、その工事費に對しまして一定の率をかけたもので、この一定の率をかけたものに對する一〇・五%といふものを五カ年間に配分して補助するといふことでございまして、したがって、第一年度が三・五%、次が二・八%、二・一%、一・四%、〇・七%といふやうに、五カ年間にわたつて補助する。つまり四十一年度の工事費に對しまして、四十二年以降五カ年間にわたつて補助を継続して行なう。それから、四十二年度の工事に對しましては、四十三年以降五カ年間補助をする、そういう基本的な考え方に従ひまして、今年度の十八億四千五百万円といふものを考へておるわけでございまして、

○安井委員 ちょっと時間がかりますから、はしりますが、どうもこういう程度の国庫補助の姿ができたといふことは、私も附帯決議を付した趣旨に非常に遠いものなといふやうに思ひます。鉄道監督局長がお見えであります、明年度以降の見通しはどうですか。それから、もう一つについてお聞きしたいのは、社会党の私も

は、この前の場合には、都市鉄道整備促進法案を出して、地下鉄等に対する国庫補助の道を強力に開くべきだというふうな主張をいたしたわけでありましたが、今度政府が計上されている、従来からあったのを大きくされたわけでありましたが、法的根拠は何ですか。

○増川政府委員 先ほど民営鉄道部長からるる御説明を申し上げたところであります。それによりまして、来年度以降におきましては、本年度よりもさらに補助金を増額せられますので、相当の成果が上がり得るものと思ひます。

○安井委員 私質問しているのは法律の根拠です。

○山口説明員 ただいま局長からお答えいたしましたように、本年度の予算の十八億四千五百万円と申しますものは、先ほど申しましたように、四十一年度を基礎としたしまして、それに対する工事費の三五%……(安井委員「法律の根拠だ」と呼ぶ)申し上げました。それでございまして、それが五カ年間継続いたしますから、その分の来年度分というものがございまして、さらに四十二年度の工事を今度は初年度といたしますものについては、さらに四十三年度におきましてその分の補助がございまして、それがプラスになります。したがって、その意味で、この補助方式によりましては、相当の増額が期待されるという意味でございまして。

補助の根拠でございますが、これは現在補助金の適正化に関する法律がございまして、この補助金の適正化に関する法律によりまして補助をいたす、こういうふうになっております。

○安井委員 補助金の適正化に関する法律というのは、名前のとおり、補助金が間違つて使われた場合には懲役を含むいろいろな刑罰を科しますよという法律の趣旨なんですか。だから実定法がなければいかぬように思ふのですが……

○山口説明員 お答え申し上げます。今回の地下鉄に關します補助は、予算の定めるところによりまして補助をいたします。その運営の方法につきましては、

つきましては、ただいま先生がおっしゃいましたように、補助金の適正化に関する法律でもって行ないます。

○安井委員 予算補助でしよう。予算補助というよりなことで私はいかぬと思ふのです。やはり腰を据えていかなくてはならぬと思ふのです。いまの交通の非常に大きな変化に即応できないと思ふのです。いま都市では路面電車が大きな問題になって、地下鉄が、あるいはその他の交通手段もないわけではないですが、一つの大きな問題になってくると思ふわけですが、だから、国として腰を据えてかかるという、法律をきちんとつくつて、それに対する内容の充実した国庫補助措置、こういうふうなものでなくてはならないと思ひます。どうですか、局長。

○増川政府委員 ただいまのお話につきましては、十分われわれも検討をいたしたいと存じております。関係の自治省とも十分協議の上で、現在とつております制度だけで十分とは考えておりませんので、さらに検討いたしまして、現在以上のもつと抜本的な措置を考えてまいりたいと考えております。

○安井委員 それをひとつお願いをしておきます。そこで、自治省のほうに、再建計画について、路面電車の撤去といったような計画があつて、それからその次に地下鉄に移行するといふものも出てくるわけですが、ところが、場合によりまして、どうも路面電車の撤去だけが終わって、地下鉄は金の関係やなんかで四、五年おくれで始まるというふうな事態が起きますと、再建計画の実質的な進行に非常に差しつかえがあるわけですが、そのことを住民も、あるいはそこで働いておる労働者の人たちも非常に心配しております。だから、再建計画の場合において、その後の地下鉄というものの結びつきをきちんとやつてもらわなければならないと思ふのです。その点は、自信を持ってお進め願いたいと思ふのですが、どうですか。

○鎌田説明員 再建計画の作成の過程におきまして、路面電車の撤去という問題がございまして、こ

の路面電車が撤去せられたあとの代替交通機関を何に求めるか。すべて地下鉄というわけでもないわけでございますが、御案内のとおり、バスに移行する、こういうものもあるわけですが、いづれにいたしましても、市民の足に不便をかけるということにならないように、代替の交通機関の整備ということについては、私どももこの市の計画に即応しながら配慮を加えてまいりたいと思つておる次第であります。

○安井委員 では運輸省へつこうです。厚生省の環境衛生局長においでいただいておりますので、水道の問題についてちよつと伺つておきたいと思ひます。

同じ附帯決議の項目で、水道に対する国庫補助も、財政援助の強化の問題が出ていたわけでありましたが、自治省のほうでは、料金格差の是正についての利子補助をたしか予算要求されていたのが認められなかったやうであります。水道については、国庫補助がごくわずか七億四千万に止つても一応認められたといふことがあるわけですが、しかし、何しろ七億四千万といふふうな額にすればササにつけてふるような額で、これではたして水道に対する国庫補助ができたといふことが言えるかどうかといふことであります。したがつて、そのわずかな額をどうやって配るのか、その配り方に苦勞されるような事態ではないかと思ふのであります。その問題についてどうお考えか。

あるいはまた、これを将来はつきりした形に進めていかねばならないわけですが、昨年の地方公営企業法の改正でも、社会党の私どもは、水道法の四十二条でしたか、簡易水道だけに国庫補助の規定があるわけですが、それを上水道にも国庫補助の仕組みができるような修正案を提案をしていただいております。しかし、それは自民党が反対して否決されたわけでありまして、この水道の問題も、いま私が地下鉄について申し上げたと同じように、予算補助というふうな形ではなしに、水道法を改正して本式に取りかかるといふふうな態度がなくてはならないのではないかと思ひ

ます。その補助の配分の問題と、それから法律根拠をきちんとする問題についてのお答えをひとつ願ひます。

○館林政府委員 お尋ねのとおり、本年度の水道に對します補助金はつくことはついたわけですが、七億という額は決して多いものではないと思ひます。したがつて、その使途はきちんと効率的といひます。七億の意義を發揮するようにという当初の計画どおり、非常に高い水道に組み入りたいといふことで、水源開発にあたりまして、非常に先行投資性の強い水道、具体的に申しますと、現在の給水人口の五割以上の給水人口を増加するような長期投資的なもの。したがつて、それを直ちに現在の市民に料金としてはね返すにはあまりに過酷であるといふふうなものに對しまして補助対象にする。

いま一つは、原水単価が非常に高い。すなわち開発費が非常に割高につく。従来は原水単価トン当たり二円が通常であつたわけですが、それを三円以上というふうな割高の水道に對して補助対象にする。このようなものでございまして、しかもこの事業が完成をした後の起債の元利償還が、トン当たり十一円以上あるいは用水供給事業にございましては四円以上あるいは四円とか高い水、これはいま申しました十一円とか四円とか申しますのは全国平均でございまして、全国平均以上に起債の元利償還金が高つく、こういうものに對して補助金を出していきたい。補助率は三分の一といふことで考えておるわけでありまして。

それからいま一つは、これらのものに七億のうち六億を回しまして、残りの一億は水道が将来にも広域化をすることが機能上も、あるいは財政的な面からも、料金の上からも合理的であるといふことから、広域化を促進する意味合いにおいて一億円を広域化の水道に回したい。その幹線だけに對しまして四分の一の率で補助金を出す、かように決定いたしておるわけでございます。仰せのように本年度は非常に少ないわけでございます

ので、明年度以降大幅にこの額をふやしてまいりたい。その上で水道に法律上簡易水道と同じように補助金を交付するといふたてで進んで進むという方向で私どもとしては努力してまいりたい、かように思います。

○安井委員 この上水道に対する補助は、私どもが工業用水道に国庫補助があつて、上水道にないじゃないかという点に對する一つの答へとして政府がおやりになつたと思うのですが、しかし、額において七億といふのは問題にならないし、一方、工業用水道は、いままで二〇%ないし二五%の補助、今度一〇%補助率を上げたのです。それから上水道のほうは、三分の一あるいは四分の一の補助といふふなことで、補助率においても相変わらず企業本位といふふな姿があらわれておりました。額も少ないし、それから率のほうにおいても、これはまだまだ検討する余地があるといふことをひとつ申し上げておきたいわけでありました。

たくさん問題がありますから、環境衛生局長のほうは、いすれまたあらためていろいろ伺うことにいたしました。いまお話しになりましたことしの国庫補助のやり方等について資料でひとつ御提出を願ひたいと思います。

それから、委員長にお願いしておきますが、さつき忘れましたが、地下鉄のほうについても資料を運輸省のほうから出していただくようにお願いしたいと思ひます。

それからなお、環境衛生局長せつかくでありますから、いまの干ばつで、水の問題について心配はないか、対策はどうか、これだけひとつ伺つておきます。

○細郷政府委員 これは気象庁のほうから報告を受けたわけですが、ことしの海水の状況は昭和三十三年の海水の模様と非常に似ておるというところであります。昭和三十三年のときは、七月の上旬まで非常な水不足で、東京都内の公衆浴場は入割が休んだといふほどの深刻な状況になっております。したがって、私どもとしては、こ

の事態をきわめて警戒をいたしておるわけでありす。きょう実は関東東地区の担当者を集めて目下会議中でございます。

そこで、この水不足は、全国的に私どもが調査をいたした結果によりますと、水道の数でいへば三十二カ所が断水または減水いたしておりますが、雨の状況から申しますと、気象庁の発表とおり南関東東地区が異常に雨が少ないわけでありす。その中で、従来は東京都が非常な水不足を来たしておつたわけでありす。幸いにも利根系の水が取れるという事態のために、現在小河内と村山を含めましたあの貯水池に許容能力の六割の水を持っております。日数にいたしますと、現在東京都で使います水のほぼ半分が村山、山口系の貯水の水を食いつぶしつゝ進んでおるわけでありす。この状況で、なお、私これから伺ひましてその会議の状況を詳細に聞くわけでありす。では、はつきりは申し上げかねますが、昨日までの東京都からの報告によりますと、おおむね六十日分はだいたい、雨が一滴も降らなくてもだいたいじょうぶだといふ状況であります。問題は神奈川県下の特に横浜、川崎でございます。この水系となります相模ダム並びに津久井ダムが非常な渇水状況でございます。特に津久井ダムに至りましては許容水量の一四%を割るというほどとんど湖底が出るという状況でございます。したがって、神奈川県は川崎、横浜両市が節水を始めたわけでありす。これらの水源地から東京都は現に水を相当量もらつております。それとの調整をどうはかるかといふようなことも今後検討してまいりたい、そして長期的渇水対策を考へて、いまだに節水なりその他の施策を考へてまいりたい、こ

ういふ状況でございます。

○安井委員 厚生省で雨を降らすわけにはいかぬでしょうけれども、しかし管理体系の変更とか、そういうようなことで対策はいろいろあるし、さらにまた、将来とも水不足が起きないような措置であるとか、そういうような面についてさらに御検討をお願いしたいと思います。

最後に、再建の問題について若干お尋ねをいたしたいと思ひますが、自治省からお調べをいたした資料によりますと、財政再建団体は一応百六十三団体の申し出があつて、現段階では百三十三の団体が承認済みで、残りについてさらに進めつつある、かようなことのようにあります。いままでの段階において、すでに承認済みのものについてうまいいていくかどうか。それから、これからあつた残りのものについての考え方、これをひとつ伺ひます。

○鎌田説明員 すでに計画の策定を終わりました。自治大臣の承認を得ておりますところの百三十三団体につきまして、おおむね順調に計画が進行しているものと認められております。今後の計画の策定にまつものといひましては、大口のいわゆる東京、大阪、北九州、神戸、京都、こういった都市交通の再建があと残つておるわけでございます。これらの計画の策定にあたりましては、ちやうど首長の交代、あるいは議会の構成メンバーが一新したといふような関係もございまして、現在鋭意計画の策定中でございます。私どももいたしましては、やはり事務の性質上、一日も早く計画を策定されて軌道に乗せていただきたい、こ

ういふ希望を持って関係団体の指導に当たつておる次第であります。

○安井委員 この間、ある新聞では、東京都の交通について自治省のほうで特別に通牒を発して、六月の定例議会でも東京都はどうしてもきめなければいけないといふことの督促をして、美濃部知事は非常に苦しい立場におちついたといふふな記事が出ていて、細郷財政局長もそのあと談話を載せておられたわけでありす。東京都について特別指導といふような形ではなされていきますか。

○細郷政府委員 いろいろ地方団体も地方選挙その他の関係がございまして、昨年暮れに指定を受けたものの、理事者側あるいは議会側も選手交代といったような事態が起こつてまいりまして、現実問題として再建計画の策定が手間どつておつた

わけでありす。そこで、私どもとしましては、選挙も終わった現在におきまして、いまだ計画を策定していません各団体に対して、できるだけ早く、できれば次の議会に計画の策定、承認を得て、再建計画の実施に入るようにという一般的な通知を出しました。その後いろいろ各団体から、各団体の事情を述べてきておられます。その中に東京もございす。東京につきましても、この六月に定例議会があるといふことでどうしたのか、こ

ういふような内々の相談も実はございしました。したがって、私どもは、既定の方針どおりできるだけ早い機会にやるという、この間通達を出したこともこれあり、ぜひ六月にでもやつていただきたい、こ

ういふ意味で申し上げておるのでございす。

○安井委員 そこでお尋ねであります。その料金の値上げだとか、あるいはまた、そこで働いてる労働者に対するいろいろなしわ寄せだとか、そういうようなものが再建計画の中に起きがちなわけでありす。また自治省も、そういうふうな指導をされておるわけでありす。したがって、再建計画の策定というのには、非常に慎重でなければいけないし、しかも議会の議決が必要であり、その前にその住民の納得が必要なわけでありす。さらにまた、そこで働いてる人たちの納得も必要なのわけでありす。だから、計画の内容もさることながら、そこに至る経過といふものが非常に大事で、住民の支持を受けなければならない再建計画なら、そんなものは、いかにりっぱなものであつても、私はだめだと思ふのです。だから、そういうふうな点から、六月に間に合わないといふふなことになる、別段法律的にも、それからまた自治省の指導方針としても、間に合わない場合には合ないでしようがないのでし

○細郷政府委員 間に合わないわけであり、こ

た。國の援助が十分でないとかいろいろの影響もありながらも、ともかくああいふ形でスタートしたわけでございますので、私どもとしましては、その法律の執行にあずかる役所といたしまして、これはすみやかに再建計画をつくっていくべきである。ことに、御承知のように再建計画の基礎となります不良債務額は、昨年三月末現在のものをとにいたすわけでございますので、御承知であらうと思いますが、具体的に東京都の場合には一日約二千万円くらいずつの赤字が出ていくという現状におきましては、私は一日も早くこれをやっ

ていただくのが本筋ではなからうかと思ひますし、私どももまた、そういうふうな指導をすべきではなからうか、かように考えておるものでございます。

○安井委員 私がついておるのは、努力してもどうしても間に合わないけれども、かたがたないのでしょ

う、こういうことです。

○細野政府委員 私どもとしましては、いま申し上げましたように、この法律の執行を責任をもつて行なうべき官庁としては、一日も早くやるべきである、こういう態度はずっと持ち続けてまいりたいと思ひます。東京都が一体これをどういうふう

に扱うか、これは都議会の問題にもなりましよう、あるいは都の内部の問題にもなりましよう。しかしながら、私どものいま考えておりますところでは、指定が昨年の末でございます。その後におきまして、すでに半年経過しておるわけでございます。しかも一日一日に赤字が出てくる、こういうような状態でございますれば、理事者は必ず都民のための再建計画をやるんだ、私はこういうふう

に考えておるものでございます。

○安井委員 私は東京都だけを取り上げて言ひの

じやないのです。全体的な中で、住民の納得もな

いまいまして、ただ自治省が言うだけで、役人だけの作業でこんなものはつくろふと思はれなくで

きますよ。しかし、そういうものではだめでしょ

う。実行できるという姿勢が全部の納得の中でできてこなければだめです。だから、そういうこと

を含んで指導されるのが態度としてほんとうじや

ないかと思ひますが、どうですか。

○細野政府委員 各団体とも、昨年法律ができて

後指定を受けるまでに、すでに半年以上いろいろと研究をされておるわけでございます。それぞれの市当局者も、どういうふうにして再建計画をつ

り、また、その基本方針はどうあるべきか、それを

団体によりましては議会にお話しをしていろいろあるわけでございます。すでにそういう方針はそれぞれ基本方針として団体としてみな持つて

おるわけでございます。あとは再建計画をどうこ

なしていくかというところにあるわけでございます。これはまさに具体案が出てまいりませんと議論にならないわけでございます。いつまでも一般の世論その他の考慮をするばかりで、案自体が

出でまいりませんと、これは批判も出てまいらな

いだらうと思ひます。私は、そこらにやはり自治体としての自主性もあるんだらう、こういうふう

に考えているのでございまして、私ども先ほど申し上げた基本方針は案をつくらぬというのでござい

ます。

○安井委員 案はつくらぬというのではないで

すよ。どんなそれは作業しているのではないかと思ひますが、しかし、いまのあなたのお話の中

では、住民の世論よりも自治省の指導のほうが大

事だというふうな言い方に私はとれるのですが、そうじゃないでしやう。やはり、地方自治なん

ですから、住民の意思を尊重するというふうな形

で問題をつくつてくれなければ自治省は困るのでしやう。そういう御指導がほんとうの自治省の指

導方針だと私は思ひますが、大臣どう

す。

○藤枝国務大臣 住民の意思と申しますが、それ

を代表するのは議会であらうかと思ひますが、それにしては計画が出て、それをどう議会がこな

していくかということございまして、その計画を

早くおつくりなさいというのは、われわれの指導としては当然やらなければならぬことだと思つて

おる次第でございます。

○安井委員 ですから、そういうふうな指導をする

という自治省の主体的な立場だけをおつしやつて

いるだけでしやう。そういうことですね。だから、その指導に従つて、現実には、東京を含めて全

国の各自治体では作業が行なわれているのだらう

と思ひますよ。だけれども、住民の意思というものをその中で尊重するような、そういう作業がな

ければ、これはいかぬと思ひます。だから、その点

は知事や市長がかわつたということの方針がかわ

るといふことは、どこだつてあり得るわけでは

ない。

○安井委員 ですから、そういうふうな指導をする

という自治省の主体的な立場だけをおつしやつて

いるだけでしやう。そういうことですね。だから、その指導に従つて、現実には、東京を含めて全

国の各自治体では作業が行なわれているのだらうと思ひますよ。だけれども、住民の意思というものをその中で尊重するような、そういう作業がな

主再建という事柄の問題でございますが、私も、四十一年度以降において不幸にして赤字を生じた、こういうものについて、いまのいわゆる準用再建の道を開いているわけでございますが、これらはいずれ再建計画の内容を見まして、いずれにいたしまして、企業債というものは信用が担保でございますので、そういう計画の誠実な履行というものを前提にして、御趣旨の線に沿って借りかえ債の運用をはかってまいりたいと考えております次第でございます。

○安井委員 借りかえ債の問題は非常に重大な問題だと思っておりますので、ひとつ進めていただきたいと思っております。

最後に、再建計画と労働協約との関係であります。団体交渉権とか団体協約締結権は、再建団体であるがゆえに制約されないという事は、昨年の地方公営企業法改正の審議を通して確認されたところでありますが、どうですか。

○鎌田説明員 おっしゃるとおりでございます。

○安井委員 再建計画の内容をオーバにして、たとえばベース改定でありますとか、そういうふうな話し合いができて、そういう措置が講ぜられるという場合は、どういふことになるわけですか。

○鎌田説明員 非常にさまざまな問題でございますが、一般的には、先ほど御指摘になりましたように、再建計画と労働協約という関係は、先ほどのとおりでございます。ただ、私も、その際、去年の公営企業法の改正の際にも申し上げましたのは、公営企業の財政再建、いわば一種の異常事態でございますが、そういう異常事態の中におきまして、労働関係というものは、やはりそういう立場から、給与改定の問題その他につきましても、職員団体もこの再建に協力するという立場から、大乗的な立場の協力というものを期待するといふことを申し上げておるわけでございます。具体的な問題といたしまして、再建計画に織り込んでない給与改定ということで、現在問題になっております。これはあまりホットな問題でございますので、ここで深く立ち入ることはやめたいと思

いますけれども、そういう中で労働協約といった形で定まっておりますものにつきまして、その財源を具体的にどういふふうにし生み出していくかということになりますと、これはまさに再建計画改定の問題になってまいりますわけでございまして、そこではっきりとした財源の見通しというものを立てて、任命権者のほうは給与の改定に臨んでいただきたい、こういうことを私どものほうにいたしましては申し上げておるわけでござい

○安井委員 再建計画の中にベースアップ財源は認めないというふうなたてまえだというふうな聞いているわけですが、しかし、物価はどんどん上がるわけですね。一般公務員をはじめ労働者の給与も、その物価の騰貴に従ってベースも上がっていくわけですよ。いかに物価の騰貴があるうとも、ベース改定は一切まかりならぬという考え方は、私は、私どももおかしいと思うのですが、その点はどうですか。

○鎌田説明員 給与改定の問題につきましては、その団体の給与水準という問題がやっぱり一つあるだろうと思っております。諸物価が上がっていく中で給与だけをきづけにする、こういう態度は当然としておられないわけでございます。ただ、参考までに申し上げておきますと、ただいま具体的な問題になっておる市におきましては、市におきまして市長が市議会に提案をされまして、自治大臣の承認を受けられました再建計画それ自身が給与改定という点を織り込んでおられない、こういう計画になっておるわけでございます。したがって、そういうものを前提にいたしまして十四年間の再建計画というものを立てておるわけでございまして、その給与改定というものを計画に織り込んでないものをおやりになられるという事になりますと、その財源というものはやはり企業内の努力で生み出していかなるを得ないわけでございます。そのところが非常に問題があるろうかと思うわけでございます。

○安井委員 私は一般論として申し上げているわけ、これはもうこれからどの都市でも再建計画を出しているところは出てくる問題ですよ。去年もベース改定が行なわれた、ことしもおそらく人事院の勧告があつて改定が行なわれる。来年もおそらくそうでしょう。これは佐藤内閣が物価の値上がりやストロップさせてくれれば別ですけども、おそろく物価の値上がり傾向の中ではそういうものが出てきますよ。しかし、いつになつてもいまの再建計画に違反するからだめなんだということではおかしな私は思うのです。やはりそういうふうな事情に応じて再建計画そのものの変更措置、こういうようなものも当然考えられてよろしいのじゃないか。私はベース改定の問題だけ取り上げましたけれども、それ以外にだつていま予想してなかつた事態が起きないとも限りません。そういうような場合にも、再建計画の変更という問題が起きてくると思ひます。法律もまたそのことを予想した規定のしかたにもしてあるわけですね。どうでしょう。

○鎌田説明員 ばく大な赤字をかかえまして再建計画を立てるわけでございますので、この再建をはかるための手段といたしましては、歳入と歳出、収入と支出という両面があるわけでござい

○安井委員 最後にもうひとつ大臣に、公営企業の料金問題であります。予算委員会等において大臣の御発言もあるようでありまして、水道、交通等の料金全般についての値上げの問題について、大臣といひますか、政府の御見解は、どうなつておりますか。

○藤村国務大臣 一般の公共料金につきましては皆さんのほうから、相当期間ストロップしたらいではないかという御議論がありますが、これはどうしてもやはり各企業その他を考へていかなければならぬのではないかと、そうして特に再建計画を立てなければならぬような地方公営企業については、一般論としてはある程度の値上げはやむを得ないのではないかと、そういう態度でございます。

○安井委員 時間が来ておりますので、いまの御意見に対する私の意見もあつたわけで、それは機会を改めることにいたしまして、一応きようはこれで終わります。

○龜山委員長 門司亮君。

○門司委員 私が最初に聞いておきたいと思ひますことは、大臣がせっかく見えておられますので、先ほどからちよつと問題になりました例の補助金等の適正化の厳密なことは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」といふこの法律が先ほどちよつと問題になつたのであります。この法律が施行されてから今日までの実態を先ほど調べてもらいますと、きわめて遺憾ではあります。が、知事にはさすがにないものでありますけれども、市町村長、それから農協の役員等、大体百四十名、うち有罪と決定したものが八十一名であります。その中で八十名の諸君は大体有罪と決定はいたしておりますけれども、罰金あるいは執行猶予というような形で一応のがれております。一人だけが有罪の判決で体刑を受けておりますが、これも最近仙台の高裁において執行猶予になつたようであります。しかし、このことはきわめて遺憾なことでありまして、その内容等につきまして私存じ上げていることを申し上げたいと思

のでありますけれども、事、市町村長に關する問題でありますので、できるだけ内容は申し上げないことにいたしますが、私はこういう問題が起つてくる原因をどうしてもやはりなくすことが必要じゃないかということでありまして、補助金をま

た申請した補助金を国からいただいておきながら、その申請した用途に使わなかったというやうなことを、こういう問題に対して自治大臣としてはどういふふうにお考えになりますか。この法律はきわめて国庫的な法律であつて、国と地方公共団体の間で、しかも住民から選ばれた長がこの法律によつて補助金を適正に使わなかつたといふことで罰せられる。これは悪いことでありまして、

それからもう一つは、ついでだから申し上げておきますが、いかにも補助金が適正でないといふこと、額が非常に少ないといふこと、あるいはこまかい補助金等があつて、その使用が使用目的にそぐわないといふやうな、実情やむを得ないものが今日の補助金の中には多少あると私は考へておる。何しろ千百幾つですかあります。この補助金の種類でありますから、したがつて、この補助金のそのりした現実の前に立つて自治大臣はこれについてどういふふうに対処されようと思はれるのか、このことだけひとつ承つておきたいと思ひます。

○藤校國務大臣 市町村長等にその補助金の適正使用に反したものがあつて、これはまことに残念でございます。まして、もちろん一つにはその長良の心がまえの問題もあるかと思ひますが、またいま御指摘のやうな補助金制度そのもののあり方もあらうかと思ひます。かねてからいわれておりました、いわゆる零細補助金の整理といふやうなことも、

そういう弊害をなくす一つの方法であらうと思ひます。私は今後とも国の補助金の全体について、ことに地方自治体が關係する補助金の全体について常にこれを見直して、そうしてそういう犯罪等が起らないやうに未然の防止の措置をやるのが本筋だと考へております。

○門司委員 これは、この前の行きがかり上、さうにもう一つ突つ込んで聞きますが、私がさつき申し上げましたやうに、この法律はもう廃止していい時期ではないか。この法律のできた三十年代は台風の非常に多かったときでありまして、至るところに補助金の詐欺にひたつたやうなものが横行しておつた——と語つと語弊がありまして、やむを得ざる処置としてできた法律でありまして、大体世界の歴史を見てみましても、こういう少

なくとも、地方住民の信頼を受けて地方公共団体の首長になつてゐる人の行為、しかも、それは私の行為ではなくて公になつた行為であつて、それに対してどうも懲役にやるといふやうな法律が存在していることがいかにも悪いといふことは、もう今日の段階では一応お互いが反省して、これをなくすることがよろしいのではないかと考へておりますが、この辺に対する大臣の御感想をお聞

きしたい。

○藤校國務大臣 確かにこの法律は、いま御指摘のやうに、非常に災害などが多くて、災害に關連する補助金の不当使用がいろいろと國會でも問題になつた、そういう時代にできたものと記憶をいたしておきます。したがつて、先ほどお答え申しましたやうに、一方においては市町村長等の心がまえ、これはやはりだんだんそういう点については反省も、またいろいろと研究をされてお

思ひます。

○門司委員 それでは問題に觸れていきたいと思ひますが、御承知のやうに、しばしばこの委員會でお話がありますやうに、細郷局長が何か世界に冠たる交付税法と言つたことでありまして、これは何も細郷君のことばだけじゃございませんで、自治省の一つのイデオロギーだと考へてゐる。私がなぜこゝろ申し上げるかと申しますと、いまそこ

に大村委員も申しますから、これは恐縮であります。が、数年前に大村委員が書かれた本の中に、こういうことが書かれておるのであります。大体外国では二〇%内外が國からあるいは連邦から支出されるものであるが、イギリスが多くて四〇%くらいであるが、日本の場合はそれをこえる非常に大きな問題であつて、世界で一番いい制度だ、そういうことを先輩が書いておられますから、それを復習されておるのだといふやうに私は考へております。もしこれが自治省の一つのイデオロギーとして定着してゐるといふことになる、ここに議論が當然出てくると私は思ひます。そこで問題になつてまいりますのは、この法律によつて適用され

れますいろいろな問題に対する考へ方をもう変へる必要がありはしないか。今回出されております法案の内容を見てみましても、ただ特別法で百二十億ばかりのお金がかゝらにくるから、そのお金をこの法律の中に入れて、そうしてその配分の數値を変えていくといふだけのきわめて単純なものであつて、三二%は依然として変わりがない。同時に、大臣の地方財政演説等を聞いておりますと、地方の自治体の税収が非常にふえつた。あるいは国税三税も伸びておるから、地方の自治体に何か非常に安心感を与えたやうな形の大村の

ておるかと思ひますが、政府の発表はそれより少ないやうであります。特需が一つある。それと、昨年来のいわゆる公債発行による景氣刺激という異例な經濟狀態の中で今日の税収がふえつたといふこと、國民所得がふえつたといふことは、いなむことのできない事実だと思ひます。したがつて、こゝろいふベトナム特需といふやうなことは一日も早くなくならなければなら

ない關係のものであります。これらが終息してまいりますと、その大臣の言ひやうに、地方財政が伸びておるからといつて樂觀してゐるわけにはまいらないのじゃないかといふ考へ方が出てくるのであります。

時間がございせんから、立つたついでに申し上げておきますが、こゝろいふ財政に対する樂觀の氣持ちといふものが、日本の今日の地方財政に非常な行き詰まりをこしらへた原因であります。いわゆる昭和二十五、六年ころの朝鮮動亂のときの特需その他によつて非常に景氣がよくなつた。このときに地方財政計画が立てられておりました。この法律も昭和二十五年に立てられておりました。以前においては地方財政平衡交付金として、これと交つた性格を持つておつたはずである。ところが非常に景氣がよくなつたといふことで、二十五年にいまの地方交付税法という形でこれが取り

上げられ、そうしてこのことが、先ほど申し上げておりますやうに、世界で一番いい方法だといふことが今日伝わつておる。そうなつてまいりますと、その後二十七年、八年の朝鮮動亂の終局後に於ける不景氣といふものが地方財政を非常に赤字にいたしてまいりまして、ついに昭和二十九年になつて特別法を設けなければならぬやうになつてきた。これにこたえて、同時に行政上におきましても節約するといふ意味で町村合併が行なわれた、こゝろいふ経路を突はたつておられます。そこでこれをずっと考へてまいりますと、今日の狀態がちょうど昭和二十七年、八年のやうな狀態にベトナム戰爭が終つたとすれば直ちに突入するやうな危険性は私は考へないわけにはいかない。

つの問題として大臣にお考えを願いたいと思いますことは、それと並行して今日の地方自治体の現状、いわゆる行政需要の増加——財政需要とは申し上げませんが、この場合は行政需要と申し上げておきます。行政需要の増加というものは著しいものがある。水道の問題をどうするか、下水をどうするか、学校をどうするか、この行政需要の増加に対して財政需要の見積もりは、この法の六条が示しており、ますような形でこれが行なわれる。しかも五条、六条の關係は、御承知のように、都道府県知事、市町村長が自分のところで必要な財政需要を認めて、そして財政収入との關係を市町村長は県知事に報告しなければならぬ、県知事は自治大臣に報告をする。しかしこれが必ずしも積算の基礎になるわけではない。地方財政平衡交付金のときはこれを一応の基礎的の計数數値として取り扱っておりましたが、改正されたこの法律では、これは必ずしも數値にはならない。それは三税の百分の三十二という一つの限定が置かれておるから、ここで自治省があんばいをしてというが、數字をいじくって逆算をして、上から天下りのものを地方に押しつけておるといのが今日の現状であることは間違いないと思います。したがって、いま申し上げました行政需要の拡大強化というが、拡大したしておりますものにこれはそぐわないのである。そこに私は問題がありはしないかと考えておるが、この点の触和をどういう形で行なわれようとしておるのか。今日のこの法案自身を見てみました。百二十億ばかりのものをどこかに突っ込む必要があるからというので、いままで道路、橋と分けておったのを、道路、橋梁ということにしたというので、まるで子供の数字のいたずら——と言うとおられるかもしれないが、數字を合わせた、つじつまを合わせたという法案になっておる。でありますので、いま申し

○門司委員 私はこの制度をやめてもらいたいと

に明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 第一に、事務の再配分を怠つておるのはむしろ故意にやつてゐるのじやないかというところでございますが、別に故意にやつてゐるわけではございませんが、なかなかむずかしい。しかも事務の再配分をするためには、それに従つてやはり財源が伴わなければならないわけでございますから、従来地方制度調査会等で事務の再配分についてのいろいろの答申をいただいておりますが、あの線に沿つて、しかもそれに裏づけをする財源を考えていかなければならないのじやないか、そういう意味で、いま財源の再配分についていろいろ検討いたしておるところでございます。

○門司委員 財源だと言われておりますが、大体この地方交付税あるいは地方財政平衡交付金の前身でありますもの、これは日本になつたわけじやございませんで、昭和の初期に大体この問題は起つてまいりまして、法制化されたのは昭和十年であります。さらに十五年にこれを改正をいたしております。その当時の実態をごく概略、書いたものを読んでみますと、昭和十年にできたものは、財政補給金制度といふものでこれが発足をいたしております。それが十四年まで続きまして、十五年の税制改革によつてこれが配付税という形に直つてきまして、そしてそのときも問題は所得税、法人税、入場税、遊興飲食税の一部を還付するという形でできております。それと同時に地租、家屋税あるいは営業税の全額というよりなものが地方に配付されておるといふことが、その当時における問題であつたと考える。したがつてこの地方交付税法の歴史というものはそう日本では浅いものではございません。古くからあつたものである。しかしこの当時における国と地方との財源關係を調べてみますと、実は地方財政のほうが大きいのですね。戦争に突入してから急に悪くなつてまいりましたが、實際はこの時代における国と地方との財源關係につきましては大体五〇％、五〇％ずつくらいであつた。ある時期におきましては地方自治体のほうが非常に多かつたことが二、

ういふ問題を一つずつ勘定してごらんさない。これは無計画、無方針と言うとおこられるでありましょうが、宅地造成その他が行なわれて、そして事業をする人は金をもうけてさっさと行ってしまふ、しりぬぐいは全部地方自治体がしななければならない。なるほど頭数において費用が出るようになっておりますが、人間が一人ふ

に、交付税法によって定めておりますいろいろな数値というものが必ずしもその実態に即しておるかどうか、静的にはとらえておりますけれども、動的なとらえ方がなかなかむずかしいというようなことがあります、そうした測定単位につきましても、常に、いかにその動態にマッチするか、どういう単位をとればそれにマッチするかという

つつある今日の状態がこういう結果をもたらし
おけることは、私は自治省はわかっているはずだと思
う。その自治体の交容に即して、先ほどから申
し上げておりますように、行政需要の増加に何ら
対応することのない、二十年もこのままの法律で
過ごそうとしているところに問題の伏在しておる
ところがありませんかということである。これで

う方向で考えるはかないのじゃないかと私は考えております。

○門司委員　どうも一向はつきりした答弁がございませんで、この際大臣からぜひ聞いておきたいことは、そういうものに対しては画然とはつきり対処していくという態度を衷は大臣から聞きたいのであります。なぜかといふますと、策り反して

申し上げますが、いろいろ問題がある。ことに税制の中に、これは私の憶測かもしれないけれども、政府の一部の中には、いま例の事業税は県税としての中心をなしておりますが、これがあまりよくないということで、シャープ勧告にあった付加価値税を検討されておるといふことを聞いておりますが、これが事実であるかどうかといふことをこの際明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○藤枝国務大臣 税制調査会の答申の中に、付加価値税等外形要素を事業税に入れたらどうかといふ御意見はあります。われわれも検討しております。しかしその外形要素を事業税に入れますと、個々の税負担者に非常な激変を来すやうな場合もございますから、それはよく考えないといけないのではないかと。検討はいたしておりますが、まだ結論を得たわけではございません。

○門司委員 政府の結論を得ていないといふことは、国会に出すまでは結論を得ていないといふことが往々にして伏在しておるのである。いまの大臣のおことばも、ややそれに近いのではないかと疑いを持つのであります。私どもの仄聞するところでは、大体この意見はかなり固まつておるのではないかとことを聞いておるのであります。何かしやくし定本のように、国会に提案したときがきまつたときだ、それまではきまつていないのだという感じがするものを言われたのでは、われわれの議論が非常ににくい。ここで付加価値税のよしあしを議論する時間もありません。しかし付加価値税については、かつてシャープ勧告の中にあつた一つの税の柱であつたことは間違ひありません。しかしその柱がいけないといふことで、大臣も御承知のように、税法だけは国会を通しましたが、実施をしないで今日に至つておる。日本の今日の実情にはあまりそぐわない一つの税法でありまして、これはおそらく世界じゅうどこにもあまりこうした税金はないと思ひます。ことに最近物価が非常に高くなつ

ております。消費者物価が非常に高くなつておりますときに、こういうやうな付加価値税という税金がかりに創設されるということになりますと、物価に及ぼす影響はかなり大きなものであつて、住民生活に及ぼす影響はかなり大きいと思ひます。したがつてこういう問題は、こういう機会に、さつきから申し上げておりますやうに、大臣のほうで出さないなら出さないといふことをひとつ明らかにしておいていただかぬと、どうも国会に提案するまでは固まつていないのだといふことでだまされてしまつて、国会にばかつと提案されて、さあたへんだといふことで議論するのはいかかと思ひますので、検討の段階だといふことはあります。これは近いうちには出されせんね。

○藤枝国務大臣 ただいま申し上げましたやうに、個々の納税者の負担に激変を来すやうなこともございます。また、いま門司さんおあげになりましたやうな物価との関係もございまして、これはなかなかむずかしい問題だと考えております。

○門司委員 どうもなかなかつきりしないやうであります。私は強く要望をいたしておきますが、もしかりに地方税の問題について付加価値税が登揚してくるといふやうな時期が政府の中であるとするならば、やはり国会にも早く相談をされるなり、あるいは内容を明らかにしていただきませんと、先ほどから申し上げておりますやうに、この税金は非常に広範にわたる税金の問題として取り扱ひをしなければならぬやうになつてまいりますから、働く者にとつては、きわめて税法上の搾取といひます。税法上の収奪が行なわれる素因を持つた税制でありますので、これ以上きつうは質問はいたしませんけれども、ひとつお考えを願つておきたいと思ひます。

もう一つお聞きをしておきたいと思ひますことは、先ほどから聞いておりますやうに、この税法で、いま都市行政における問題としての一つの

大きな考え方としては、きわめて短い期間、短期的の現在の時限に對する需要額と、それから、先ほどから申し上げておりますかなり長期的な、ある意味においては潜在的な需要といふものがかなり地方の自治体では悩みの種になつておる。これらに對してどういふやうにこの法律によつて對処されるのか、私は別の方法があれば別でよろしいと思ひますし、この法律によつて処置しようとするは、先ほどから申し上げておりますやうに、行政需要の増加に對する分をどこかでこれを繰り込んでいけませんと、このまゝの姿でこれを幾らやつてみたつてどうにもならぬと思ひます。この辺のところを、はつきりした御答弁をこの際何つておきたいと思ひます。

○細野政府委員 毎年さういふつもりで実はやつておるのでございますが、なかなかむずかしい点がございまして、考え方といたしましては、やはり投資的な需要、それをどうやうにまくとらえていくかといふことにならうと思ひます。いま交付税制度で、大きく分けて、消費的な経費と投資的な経費とに分けておりますが、消費的な経費の場合はどちらかといふと靜態的、投資的な経費は動態的に把握するやうな方向で毎年検討いたしておるわけでございます。ただ、動態的にこれをとらえます場合には、いま御指摘のやうに、おくれをどう事前にとらえていくか、この二つの問題があるわけでございます。いずれも財源が、どの程度に国民の負担が許されるかといふ問題に最後は歸着するわけでございますが、私どももいたしましては、現在都市等におきましては、ともかくおくれの面がかなりあるのではなからうか、それをできるだけこれに吸収していきたい、あわせて将来の問題につきましては起債の活用等にまつて当面の対策を考えてまいりたい、こういうふうな基本的には考えております。

○門司委員 そうなつてくると、具体的にもう少し聞かなければならぬやうになつてくるのです。この法律の五条に對する都道府県や市町村の

自治省に對する報告といふか申告といひますか、これに對して自治省はどういう指導をされておりますか。いま申し上げたやうに、行政需要の非常に伸びておるものも全部計算して自治省に持つてこいといふ御指示をされておるのか、あるいはこの法律の範圍内で持つてこいといふ指示をされておるのか、これはどういふやうに指示をされるものでありますか。

○細野政府委員 理想的には、あるべき数字を資料としてとるべきであらうと思ひますが、現実問題としては、財源の限られた範圍内でございますので、法律の單位費用、自治省令で定められております補正、そういったものを基礎にして資料を徴集いたしております。

○門司委員 私もさうだろうと考えておりますが、さうなつてきますと、これが普遍的な地方財政をまかなう交付税の性格とやや離れて、ある意味における固定した一定の補助金といふやうな形をかもし出さないわけにはまいりません。この事業についてはこれだけのものをつける、あの事務についてはこれだけのものをつける、こういう固定されたものになつてきて、おおよそその交付税の性格と違つた形の個々の補助金と同じやうな姿が出てくる危険性がそこから生まれてくる。しかし、これも一つの考え方でありまして、たとえば事務あるいは事業といふものを、個々の自治体の貧富等を十分に考慮に入れて公平に補助金を出すことも、地方に財源を配分する一つの考え方であることに間違ひはございません。だから、この方法をとるか、あるいはいまやられておりますやうな事務や事業に對する一定割合についての補助をされるかといふやうな、地方財政を中央から補給してあげる分には大体三つか四つくらい方式以外には考えられないが、そのうちのこれは一つであります。さうすると、いまのお考えからいいますと、結局は、表面上は地方財政の足らないところを補つてやることになつておりますが、實際には自治省の指令、自治省の指導によつて地方自治体が財政的に動かざるを得ないといふ、官僚統制が

非常に強くなる一つの隠れみのみだいなものがこの税制ではないかということが考えられますが、そういうことにはなりません。せんだつてから例の特交に対する、そういう意味のいろいろな質問がありました。私は特交だけではなくて、全体がそういうことであつて、自治省の査定する数字はこれとこれだ、地方自治体もこれとこれとこれ、一体どれだけの費用が要るか申し出てこいということになると、実際問題としては、平衡交付金であつた当時の、地方の足らざるところを算出してそれを補つてあげるという当時の法の精神とは似ても似つかないものであつて、全くシャープ勧告の趣旨にも沿わざる、先ほどから申し上げておりますように、行政の面においても故意に事務の再配分をしない、財政の面においても大きく考え方をゆがめて、そうして今日の地方自治体の貧窮を来たしてある、こういう考え方に最後は立たざるを得ないのでありますが、そういうようにこれは解釈しておいてよろしくございませう。

○藤枝国務大臣 門司さんの御解釈を変えてくださいと申し上げるわけにはいかぬかもしれませんが、私もそれはそうは考えていないのであります。やはり測定単位等をできるだけ実情に合わせ、そして地方団体のあるべき姿をできるだけ正確につかまえるという努力をしていかなければならぬと考へておるわけでございます。

○龜山委員長 門司君、六時近いですから御協力を願います。

○門司委員 それでは御協力を申し上げることにいたします。

最後にお聞きしておきたいと思いますが、自治省のお考えでは、地方の自主財源は大体どのくらいあればいいというようにお考えになつておるか、そのめどをひとつ聞いておきたい。よく税制調査会あるいは地方制度調査会では五〇〇くらいだといふ意見もございしますが、しかしシャープの勧告したときの——シャープはデトロイト銀行の頭取でありまして、かつて一九五八年の決算を見

てみますと、デトロイトでは自己資金は七八％になつておる。そして残りのものはほとんど全部といつていいほど財産税を中心とする税金でまかなつております。あそこは独立しておりますから、そのほかの手数料とか罰金とか料料も市がとつておりますが、そういうものは全部別にして、税制だけでまかなつておりますものが大体七八％にもなります。同じアメリカにありますミネソタ州のミネアポリスは人口五十二万ばかりの大都市でございますが、ここでも自己財源が五八％で、そのほかに、使用料とか手数料とかいろいろの補助金というふうなものは大体一四％程度におさまつております。そういうことを考へてまいりますと、いまの自治省の考え方は、地方財政を豊かにする、あるべき姿にするこのためには、大体自主財源をどの程度まで引き上げることが理想だとお考へになつておるか、その点をこの機会にはつきりと示しておいていただきたいと思ひます。

○細野政府委員 地方税の自主財源の割合が地方財政の中でどの程度を占めるかというところは、非常に議論の多いところでございます。先般税制調査会においても、日本の権威のお集まりの席で、どのくらいがいいかということについていろいろ御相談を申し上げたわけでございますが、なかなか数字は出てまいらない、しかし、さりとて現在のような姿ではこれはだれも十分でない、こういうような御議論が大勢であつたわけでございます。その場合に、一体どのくらい先の時点をとらえてこのパーセンテージをきめるべきか、あるいはもうちょっと近い時点でものを見るのか、これも実は議論が分かれてまいつたわけでありまして、私も、実は内部で絶えずいろいろその議論をいたしておるわけでありまして、自治体というものは個々にいろいろな特性を持つておりますので、大まかな一律の数字で各自自治体を律することもなかなかむずかしいと思ひますが、一つの見当をいたしまして、マクロで五割ぐらいの地方税収入があ

ることをまず目標とすべきではなからうか、こういうふうな考へで、実は税制調査会でもその御議論をいただいたわけでございますが、なかなか結論が得られないままになつておるというのが現状でございます。

○門司委員 きょうはそのくらいにしておきましよう。

それではこれで終わります。

○龜山委員長 他に御質疑はございせんか。——なければ、両案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

○龜山委員長 これより両案の討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決を行ないます。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案の採決を行ないます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○龜山委員長 起立多数。よつて、地方交付税法の一部を改正する法律案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)

次に、昭和四十二年の地方財政の特別措置に関する法律案の採決を行ないます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○龜山委員長 起立多数。よつて、昭和四十二年の地方財政の特別措置に関する法律案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)

○龜山委員長 この際、地方交付税法の一部を改正する法律案に対し、木野晴夫君、山口鶴男君、門司亮君及び小濱新次君から、四派共同をもつて、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

本動議を議題とし、提出者よりその趣旨の説明を求めます。木野晴夫君。

○木野委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党を代表して、地方交付税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨説明を行ないたいと思ひます。

附帯決議の案文は、お手元に配付されておりますので、朗読は省略させていただきますこととし、提案の趣旨を御説明申し上げます。

第一に、都市特に大都市の財政の拡充強化につきましては、数次にわたり附帯決議が行なわれたばかりでなく、税制調査会あるいは地方制度調査会の答申等においても、その税財源を充実強化すべき旨が強調されているのであります。

近年、特にこれら都市においては、交通安全、公害、再開発等の社会開発の推進についての住民からの強い要求もあり、これが対策を緊急に処理すべき必要に迫られてゐるのであります。かかる事態を根本的に解決するためには、国・地方を通ずる税・財政制度の全面的な改革を早急に行ない、財源の充実をはかる必要があると考へるのであります。

特に申し述べたいことは、これら都市を富裕団体とみなし、し尿処理施設整備費、公立大学整備事業費等におけるいわゆる差等補助率を適用することはすみやかに完全に廃止し、財源増強に資すべきであると思ひます。

第二に、近年地方債計画における政府資金の比率は累年低下の傾向を示し、資金コストの高い繰上債に対する依存度が大きくなつてきております。このため、地方公共団体の起債のコストを引き下げ、地方財政の健全な運営に資するため、特に地方債における政府資金を大幅に増加し、資金構成の内容改善をはかることと、あわせて公営企業金融公庫の融資対象の拡大、貸し付け条件の改善等により機能、内容の充実強化につとめる必要があると思ひます。

以上が提案の趣旨であります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

〔参照〕

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、地方財政の現状にかんがみ、左の事項についてすみやかに措置すべきである。

一 都市とくに大都市は、交通安全、公害、再開発等緊急に処理すべき対策に迫られている実態にかんがみ、その税財政制度にさらに検討を加え、財源の充実に努めること。とくに現存する差等国庫補助負担率はすみやかに廃止すること。

二 地方財政の健全な運営に資するため、とくに地方債については、政府資金の大幅な増加により、資金構成の内容改善を図り、公営企業金融公庫の融資対象の拡大、貸付条件の改善等に努めること。

右決議する。

○亀山委員長 本動議を採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○亀山委員長 起立総員。よって、木野晴夫君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、藤枝自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。藤枝自治大臣。

○藤枝国務大臣 ただいま御議決になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして善処いたします。

○亀山委員長 おはかりいたします。ただいま議決されました両案に対する委員会報告書の作成等

につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○亀山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○亀山委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五分散会